

自 令和 7 年 6 月 9 日
至 令和 7 年 6 月 1 3 日

令和 7 年第 2 回平内町議会定例会 会 議 録

平内町議会事務局

1、招集告示	5
1、会期日程表	
1、議事日程表（第 1 号）	
1、議事日程表（第 2 号）	
1、議事日程表（第 3 号）	
1、町長提出議案	11
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
第 1 号（6 月 9 日 月曜日）	15
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法 1 2 1 条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、散 会	
第 2 号（6 月 1 0 日 火曜日）	21
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法 1 2 1 条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中 大君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
◎ 畑井勝廣君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
（総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君）	
◎ 内海 伸君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
◎ 田中光弘君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
（総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君）	
（福祉介護課長 竹達暁教君）	
（副町長 山田光昭君）	
1、散 会	

第3号（6月11日 水曜日）

..... 37

1、本日の会議に付した事件

1、出席議員及び欠席議員

1、法121条による出席者

1、出席事務局職員

1、開 議

1、一 般 質 問

◎ 田中茂勝君

答 弁（町長 船橋茂久君）

◎ 太田満則君

答 弁（町長 船橋茂久君）

（総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君）

（健康増進課長 大水 要君）

（水産商工観光課長 畑井幸治君）

◎ 亀田弘徳君

答 弁（町長 船橋茂久君）

（総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君）

（健康増進課長 大水 要君）

1、質 疑 53

1、議 案 付 託

1、休 会 提 議

1、散 会

第4号（6月13日 金曜日）

..... 55

1、本日の会議に付した事件

1、出席議員及び欠席議員

1、法121条による出席者

1、出席事務局職員

1、開 議

1、総務福祉常任委員会報告

1、経済文教常任委員会報告

1、表 決 56

報告第7号 報告第8号 報告第12号 承 認

議案第41号 議案第42号 議案第43号 原案可決

1、表 決 57

報告第9号 承 認

1、表 決 58

報告第10号 承 認

1、表 決 58

報告第11号 承 認

1、表 決 59

議案第44号 原案可決

1、表 決		59
議案第45号	原案可決	
1、表 決		59
議案第46号	原案可決	
1、表 決		60
議案第47号	原案可決	
1、表 決		61
議案第48号	原案可決	
1、議員派遣の件		61
	承認	
1、町 長 挨拶（町 長 船橋茂久君）		
1、閉 会		

〔参考登載〕

平内町告示第40号

令和7年第2回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年6月4日

平内町長 船 橋 茂 久

記

1. 日 時 令和7年6月9日（月） 午前10時
2. 場 所 平内町議会議場

令和7年第2回平内町議会定例会 会期日程表

令和7年6月9日招集

月 日	開議時刻	件 名
6月9日 (月)	午前10時	本会議 開 会 ・ 開 議 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明) 散 会
6月10日 (火)	午前10時	本会議 開 議 第 1 一 般 質 問 散 会
6月11日 (水)	午前10時	本会議 開 議 第 1 一 般 質 問 第 2 質 疑 第 3 議 案 付 託 散 会
6月12日 (木)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)

月 日	開議時刻	件 名
6 月 1 3 日 (金)	午後 1 時 3 0 分	本会議 開 議 第 1 総務福祉・経済文教常任委員会報告 第 2 報告第 9 号 第 3 報告第 1 0 号 第 4 報告第 1 1 号 第 5 議案第 4 4 号 第 6 議案第 4 5 号 第 7 議案第 4 6 号 第 8 議案第 4 7 号 第 9 議案第 4 8 号 第 1 0 議員派遣の件 (町 長 挨 拶) 閉 会

令和7年第2回平内町議会定例会

6月9日議事日程表（第1号）

開議時刻 午前10時

開 会 ・ 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散 会

令和7年第2回平内町議会定例会

6月10日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第1 一 般 質 問

散 会

令和7年第2回平内町議会定例会

6月11日議事日程表（第3号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第1 一 般 質 問

日程第2 質 疑

日程第3 議 案 付 託

散 会

令和7年第2回平内町議会定例会

6月13日議事日程表（第4号）

開議時刻 午後1時30分

開 議

- | | | |
|--------|------------------|--|
| 日程第 1 | 総務福祉・経済文教常任委員会報告 | |
| 日程第 2 | 報告第 9 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕 |
| 日程第 3 | 報告第 10 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕 |
| 日程第 4 | 報告第 11 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕 |
| 日程第 5 | 議案第 44 号 | 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 6 | 議案第 45 号 | 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 7 | 議案第 46 号 | 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 8 | 議案第 47 号 | 財産の取得について〔ロータリ除雪車〕 |
| 日程第 9 | 議案第 48 号 | 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 10 | 議員派遣の件 | |

（町 長 挨 拶）

閉 会

令和7年第2回平内町議会定例会会議録

令和7年6月 9日 開 会

令和7年6月13日 閉 会

1、町長提出議案件名

- 報告第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
〔令和6年度平内町一般会計補正予算〕
- 報告第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
〔令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算〕
- 報告第 9 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕
- 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
〔平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕
- 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
〔平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕
- 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕
- 議案第41号 令和7年度平内町一般会計補正予算案
- 議案第42号 令和7年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案
- 議案第43号 令和7年度平内町水道事業会計補正予算案
- 議案第44号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第45号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第46号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第47号 財産の取得について
〔ロータリ除雪車〕
- 議案第48号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

2、報 告

- 報告第 6 号 専決処分した事項の報告について
〔和解及び損害賠償額の決定について〕
- 報告第13号 専決処分した事項の報告について
〔和解及び損害賠償額の決定について〕
- 報告第14号 令和6年度平内町一般会計繰越明許費の繰越計算書について
- 報告第15号 令和6年度平内町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 町政経過報告
- 例月出納検査結果報告書

令和 7 年 6 月 1 3 日

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

総務福祉常任委員長 田 中 茂 勝

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の 結 果	審査の 理 由
報告第 7 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和 6 年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
報告第 1 2 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和 7 年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	上記同じ	上記同じ
議案第 4 1 号	令和 7 年度平内町一般会計補正予算案 (所管部分)	原案どおり可決すべきもの	上記同じ
議案第 4 2 号	令和 7 年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

令和7年6月13日

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

経済文教常任委員長 亀 田 弘 徳

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の 結 果	審査の 理 由
報告第 7 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
報告第 8 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算〕	上記同じ	上記同じ
報告第12号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	上記同じ	上記同じ
議案第41号	令和7年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	上記同じ
議案第43号	令和7年度平内町水道事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、会議録署名議員の指名
 日程第 2、会期の決定
 日程第 3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

出席議員 12 名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	1 番 船 橋 侑 雅君
2 番 荒 内 護君	3 番 内 海 伸君	4 番 田 中 大君
5 番 亀 田 弘 徳君	6 番 田 中 茂 勝君	7 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君	9 番 畑 井 勝 廣君	10 番 田 中 光 弘君

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 田 中 正 美君	総務課指導監 金 津 良 紀君
企画政策課長 塩 越 信 子君	税 務 課 長 柴 田 正 一君
町 民 課 長 千代谷 文 徳君	福祉介護課長 竹 達 暁 教君
福祉介護課指導監 須 藤 昌 毅君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 垂 井 智 也君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 三津谷 博君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 工 藤 英 仁君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 川 村 徳 仁君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 小 林 正 人君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿	事務局副指導監 石 岡 むつき
--------------	-----------------

振鈴（午前 10 時 00 分 開 会）

議 長（船橋健人君）おはようございます。

会議に入る前にお願いがあります。携帯、スマホをお持ちの方は音の出ないように御配慮お願いいたします。

ただいまから、令和 7 年第 2 回平内町議会定例会を開会します。

出席議員が 12 人でありますので、会議は成立します。

直ちに、本日の会議を開きます。会議は、議事日程表、第 1 号により進めます。

日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭を取らせますので、全文を続けて朗読願います。全員御起立願います。

(町民憲章を朗読)

議 長（船橋健人君） 御着席願います。

次に、諸報告を行います。議長報告を、事務局長に朗読させます。

事務局長（船橋 寿） それでは、議長報告を、朗読いたします。

今定例会に、町長より、提出されました、案件は、「報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町一般会計補正予算〕」、「報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算〕」、「報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕」、「報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕」、「報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕」、「報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕」、「議案第41号 令和7年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第42号 令和7年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第43号 令和7年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第44号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第45号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」、「議案第46号 平内町過疎地域持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第47号 財産の取得について〔ロータリ除雪車〕」、「議案第48号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」以上14件であります。

次に、報告関係では、町長より、「報告第6号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕」、「報告第13号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕」、「報告第14号 令和6年度平内町一般会計繰越明許費の繰越計算書について」、「報告第15号 令和6年度平内町下水道事業会計予算繰越計算書について」、また、「町政経過報告」がありましたので、各位に配布しております。

次に、平内町監査委員からは、「例月出納検査結果報告書」が提出されましたので、各位に配布しております。

また、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の、職・氏名及び職務のために出席した者の、職・氏名については、お手元に、お配りしておりますので、御了承願います。

以上で、議長報告の朗読を終わります。

議 長（船橋健人君） 以上で、諸報告を終わります。これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名

議 長（船橋健人君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、木村良一君、1番、船橋侑雅君を指名します。

日程第２、会期の決定

議長（船橋健人君） 日程第２、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から６月１３日までの５日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から６月１３日までの５日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。



日程第３、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

議長（船橋健人君） 日程第３「報告第７号から報告１２号まで」及び「議案第４１号から議案第４８号まで」以上１４件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君） おはようございます。本日ここに、令和７年第２回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会には、専決処分した事項の報告及び本年度の一般会計補正予算案並びに条例の改正案等合わせて、１４件提出しておりますので、その概要について御説明申し上げ議案審議の御参考にと供したいと存じます。

報告第７号から報告第１２号までは、いずれも「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」であります。

まず、報告第７号「令和６年度平内町一般会計補正予算」であります。歳入では、地方交付税のうち特別交付税交付額の確定、国庫支出金は豪雪等の影響による社会資本整備総合交付金の追加交付及び国の除雪臨時特例措置に伴う補助金が決定されたことに伴う増額、町債については、防災倉庫整備事業の設計業務委託料の実績見込みの変更により減額となりました。

また、歳出については青森県特別保証融資制度保証料補給金、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金の実績額の確定により増額となりました。その結果、歳入超過となり、財政調整基金繰入金及び公共施設等整備基金繰入金の減額による財源の調整を要することから、地方自治法の規定により、歳入歳出ともに４１万９千円の増額を専決処分したものであります。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに８２億９、８８６万円となりました。

一方、防災行政用無線設備更新事業においては、一部工作物の納期が遅れたことにより、稲生地区避難所整備事業においては、建設予定地の盛土の安定に想定以上の日数を要したことにより、平内町防災倉庫整備事業においては、物価高騰により建築仕様の修正が必要となったことにより、道路新設改良事業においては、豪雪の影響で工事が滞ったことにより、史跡等保存活用計画等策定事業においては、計画策定の前提条件となる地権者との調整が進まなかったことにより、下水道事業債償還基金においては、農業集落排水促進事業において、半導体不足による資材製造の遅延が発生したことにより、それぞれ不測の日数を要し、令和６年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定が必要となりました。

次に、報告第８号「令和６年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算」であります。年度末にかけて急きょ生じた人員雇用や勤務調整のため、収益的収入及び支出のうち支出につきまして、医業費用の給与費を４００万円増額し、経費を４００万円減額する予算の組み替えをいたしまし

た。これによる病院事業費用は補正前と同額の１５億７，５２３万３千円となりました。

次に、報告第９号「平内町町税条例の一部を改正する条例」であります。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和７年３月３１日に公布され、原則として令和７年４月１日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があることから、専決処分したものであります。

次に、報告第１０号「平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」であります。原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第１０条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が公布され、令和７年４月１日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があることから、専決処分したものであります。

次に、報告第１１号「平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」であります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第２６条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が公布され、令和７年４月１日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があることから、専決処分したものであります。

次に、報告第１２号「令和７年度平内町一般会計補正予算」であります。令和６年度実施のアスベスト分析調査により、庁舎暖房用ボイラーの煙突から排出される粉塵についてアスベスト含有の追加調査が必要となったこと、道路維持事業において、ロータリ除雪車が故障し、更新が必要となったが、予定価格が当初購入予定だった除雪車両の予算額を上回ること、公・町営住宅管理事業において、修繕費の予算に不足が見込まれることにより、早急に予算措置を講ずる必要が生じたことから、地方自治法の規定により、歳入歳出同額の２，０８１万円の増額を専決処分したものであります。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに７９億４，０８１万円になったものであります。所要歳出の財源は、町債を増額し、なお不足する一般財源には財政調整基金繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

以上６件は、いずれも緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法の規定により、報告第７号から報告第１１号までは令和７年３月３１日付けをもって、報告第１２号については令和７年４月１４日付けをもって、本職において専決処分したものであります。

次に、議案第４１号「令和７年度平内町一般会計補正予算案」であります。今回の補正は、急を要する事務、事業等の費用を計上し、歳入歳出ともに７，９０２万５千円を増額し、補正後の予算総額は、歳入歳出ともに８０億１，９８３万５千円となったものであります。

補正の主なものとして歳出では、定額減税補足給付事業、妊産婦相談業務委託料、小・中学校の教育用コンピュータ設置事業、水道事業会計繰出金において新規及び増額計上いたしました。

これら歳出に対する歳入の財源としては、歳出に関連したそれぞれの収入見込み額を計上したほか、なお不足する額は財政調整基金を取り崩して歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第４２号「令和７年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに６万４千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに１８億８，８２０万１千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費を増額いたしました。歳入では、基金繰入金と国庫支出金を

増額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第４３号「令和７年度平内町水道事業会計補正予算案」であります。今回の補正は、収益的収入及び支出のうち収入では、水道営業収益の給水収益を１,４５６万７千円減額し、営業外収益の他会計補助金を１,５６６万９千円増額し、収益的収入総額を２億９,５７３万８千円とし、支出では水道営業費用の総係費を１,１０万２千円増額し、収益的支出総額を２億８,２３８万円といたしました。

次に、議案第４４号「平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業の承認の単位を定める等のため提案するものであります。

次に、議案第４５号「平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」であります。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和７年３月３１日に公布され、原則として令和７年４月１日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第４６号「平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」であります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第２４条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第４７号「財産の取得について（ロータリ除雪車）」であります。現在保有する同規格のロータリ除雪車は平成２５年に納入したもので、１２年を経過しておりましたが、昨年度の除雪中にエンジンが故障し、走行が不可能となりました。この度、社会資本整備総合交付金を活用し、更新するものであり、去る５月８日指名競争入札を実施し、最低価格者である有限会社尾崎自動車商会と仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第４８号「平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」であります。現委員の船橋正昭氏は本年６月２５日をもって任期満了となりますが、同氏は人格、識見ともに優れた方ですので、適任者と認め、引き続き選任いたしたく、満場一致での御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御承認、御議決、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



議 長（船橋健人君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は、午前１０時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。どうも御苦勞様でした。

（午前１０時２１分 散 会）

本日の会議に付した事件

日程第 1、一般質問

出席議員 12 名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	1 番 船 橋 侑 雅君
2 番 荒 内 護君	3 番 内 海 伸君	4 番 田 中 大君
5 番 亀 田 弘 徳君	6 番 田 中 茂 勝君	7 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君	9 番 畑 井 勝 廣君	10 番 田 中 光 弘君

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 田 中 正 美君	総務課指導監 金 津 良 紀君
企画政策課長 塩 越 信 子君	税 務 課 長 柴 田 正 一君
町 民 課 長 千代谷 文 徳君	福祉介護課長 竹 達 暁 教君
福祉介護課指導監 須 藤 昌 毅君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 垂 井 智 也君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 三津谷 博君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 工 藤 英 仁君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 川 村 徳 仁君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 小 林 正 人君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿	事務局副指導監 石 岡 むつき
--------------	-----------------

振鈴（午前 10 時 00 分 開 会）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前に携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、音の出ないように御配慮をお願いいたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が 12 人でありますので、会議は成立いたします。

本日の会議は、議事日程表第 2 号により進めます。



日程第 1、一般質問

議長（船橋健人君）日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告順に基づき、4番、田中 大君の登壇を許します。（「議長、4番」の声あり）
はい、4番、田中 大君。（「はい」の声あり）

4 番（田中 大君）皆さん、おはようございます。

米の平均小売価格が昨年5月の水準から2倍以上になるという異常なペースでの上昇となったため、政府が備蓄米の放出を始めたことは、皆さん御存じのとおりでしょう。原因としては減反政策による生産力の減少、複雑な流通経路、供給不安による買いだめなどが指摘されているところであります。物価高に苦しんでいるのは消費者も生産者も変わりありません。今回の米高騰により米離れを防ぐ必要とともに、消費者も生産者も納得できる価格について議論が行われているのはよい傾向だと考えます。農林水産物で言えば当町の主な産品であるホタテについても生産が回復したときには、消費者、生産者ともに納得できる価格で推移し、末永く生産できる環境を整えることが重要であります。

また、北星交通株式会社によれば、6月6日、弘前大学人文社会科学部林ゼミの学生と第11回ひらね秋まつりの運営に関しての対談を行ったとのことであります。林ゼミでは、平内町の地域活性化を担当し、祭りの集客や若者の定着を目的に、まちおこしに取り組んでいます。今回の対談では、北星交通が送迎面での協力を行うことで、来場者の利便性向上を支援する方向性が示されました。林ゼミ、北星交通には敬意と感謝を申し上げます。

それでは、質問に入ります。夜間のタクシー運行について。

町の地域公共交通計画も今年度で5年間の期間が終わります。この計画は、まちづくりや観光などと連携しながら地域と事業者と行政が一緒になって交通の利便性や持続可能性を高めるためのものです。その中の取組の1つがタクシーです。最近、このタクシーに関して、町民の方々からの声が多くなっております。特に夜の時間帯、タクシーが呼んでも来ない。つかまらないという声がたくさん聞かれます。

実際、現在町内で営業している北星交通株式会社平内営業所に伺ったところ、平日の午後5時までは3台から4台が待機しており、午後5時以降は1台体制で、夜10時までの営業、金曜、土曜、祝前日は、日中2台、午後3時から深夜零時までは1台体制だということでした。つまり夜7時から深夜零時までは1台体制、そして深夜零時以降から朝までにかけてはタクシーが一切稼働していない状況です。

この深夜帯、特に深夜零時から朝方までの時間帯こそ、町民の不安が最も大きくなる時間帯です。タクシーが1台でも動いているなら、呼べば何とか来てもらえる可能性があります、全く動いていないとなると緊急性の手段が完全に断たれることになります。

例えば、夜中に体調を崩して医療機関を受診し、入院にはならなかった場合や、救急車で搬送された家族の付き添いの方が帰れない場合、御家族の迎えが難しい方は、タクシーの始業時間まで病院で朝を迎えるしかないということになります。

独り暮らしの高齢者、免許返納をした方などが増える中、こうした状況は一時的な課題ではなく、今後ますます頻度が増えてくると予想されます。

また、夜間タクシーの不足は、町内の飲食店にも大きな影響を与えています。町民の方からはタクシーがないから夜に出歩けない、飲み会に行っても帰りの足がなくて不安といった声が届いていますし、お店の方からも客足が遠のいているという悲鳴のような声が上がっています。

こうした中で、北星交通株式会社が試算された内容によれば、午後7時から深夜零時までの時間帯に限っても最低2台の待機体制を確保するためには、町からの月額9万2,000円の助成が必要

とのことでした。もちろんこれで深夜零時以降もカバーできるわけではありません。むしろ今後さらに議論が必要なのは、この深夜零時から早朝までの空白の時間帯をどうやって埋めていくかだと考えます。

今後、町としてはこの時間帯の安全確保や緊急時の代替手段を含めた交通支援策をタクシー事業者との協議の中で具体化していく必要があるのではないのでしょうか。

町の地域公共交通計画に、タクシーの利便性向上はしっかり明記されていますし、町民の声、事業者の実態、ほかの自治体の取組を踏まえても深夜から早朝にかけての交通空白時間にどう向き合うかは、これから避けて通れない課題だと考えます。

また、来年度からの新たな公共交通計画を考える中でもこの夜間・深夜帯の時間をどう位置づけるかは、大きな焦点になるのではないのでしょうか。

町民の安心と安全を守るために、町として今後どう考えていくのか町長の御見解をお聞かせください。

次に、書かない窓口の推進について。

近年、国を挙げて行政のデジタル化、住民サービスの利便性向上が叫ばれる中、自治体の窓口業務においても抜本的な改革が求められております。町民にとっての面倒、分かりづらい、待たされるという三重苦を解消し、誰もが使いやすい行政サービスを実現するためには、窓口業務の在り方を根本から見直す必要があります。

そこで注目されているのが書かない窓口の導入です。これは申請者が何度も名前や住所を記入したり、複数の課をたらい回しにされたりすることをなくし、行政側で必要な情報を把握、連携し、申請の手間を大幅に削減するという考え方です。そもそも書かない窓口とはどういうものか、これは来庁者が手書きで申請書を記入することなく、職員が聞き取りや本人確認を行いながら、システムを通じて申請内容を入力し、必要な手続きが一元的に行える窓口です。

例えば、引っ越しに伴う手続を例にとると、従来であれば、住民異動届をはじめ、国民健康保険、印鑑登録、児童手当、介護保険、学校の転校届などを複数の窓口でそれぞれ申請書を書き、長時間を要するケースが多くありました。

これに対し、書かない窓口では、来庁者は1か所の窓口で全体の手続を済ませることができ、職員が一括して情報を扱うことで記入ミスや漏れも防ぐことができます。この考え方はデジタル化の進展により実現可能となったものであり、また、マイナンバー制度の導入や行政間連携の整備が進む中で、より現実的な取組として注目されています。

また、実際に導入している自治体では、住民から非常に高い評価を得ており、北海道北見市を皮切りに、全国各地、青森県内では、青森市や外ヶ浜町で書かない、待たない、迷わない窓口改革に成功し、行政サービスの信頼性向上にもつながっております。

青森市では、引っ越しに伴う手続の所要時間が従来の平均90分から30分以下に短縮され、一日当たりの窓口対応件数が約1.5倍に増えたにもかかわらず、職員の残業時間がむしろ減少したという効果が報告されています。

書かない窓口の導入に当たっては、利便性の向上や業務の効率化といった多くのメリットが期待される一方で、幾つかの重要な課題も存在します。

まずは、職員の業務フローの大幅な見直しと教育です。従来の紙ベースの手続からデジタル処理へと移行するに当たり、既存の業務プロセスを根本から再設計する必要があります。また、新たなシステムに対応するためには、職員への研修や継続的なサポートが不可欠であり、業務習熟までの期間や

教育体制の整備も重要な検討事項となります。

次に、デジタル端末やシステムの整備も欠かせません。窓口で使用するタブレット端末や入力支援システムの導入には初期投資が必要であり、併せて操作性や利便性にも十分配慮しなければなりません。さらに、自治体内のネットワーク環境の見直しや安定的な通信インフラの整備も求められます。そして情報連携に関わる法的セキュリティ的な整備です。

書かない窓口では個人情報やデジタルで扱うため、高度な情報セキュリティ対策が求められます。特にマイナンバーなどの情報を他部門や外部機関と連携する場合には、法的根拠に基づいた適正な情報処理とセキュアなシステム基盤の整備が必要です。さらに、財源確保とコストの課題も見逃せません。システムの導入や保守、職員研修などに係る初期費用及び運用コストをどのように確保するかは、導入の成否を左右する重要なポイントです。国や地方自治体による補助制度の活用や段階的な導入による費用分散などが検討されるべきです。

最後に、高齢者など、デジタルに不慣れな層への配慮も大きな課題です。誰一人取り残さない行政サービスを実現するためには、サポートスタッフの配置や操作を支援するUI、UXの工夫、さらには音声案内や大きな文字表示といったユニバーサルデザインの採用が重要です。

また、一部手続については、従来の紙ベースとの併用も必要となる場合があります。

私は書かない窓口の推進が単なる行政手続の簡素化にとどまらず、住民との信頼関係の再構築へとつながると確信しております。紙に書かせることで生まれていた形式的な距離感を取り払い、職員と住民が対話を通じて課題を解決し、ともに考える窓口の実現こそがこれからの自治体が目指すべき新しい姿です。

DXの本質は、単なるデジタル化にとどまるものではなく、住民の暮らしをよりよくすることにあります。書かない窓口の推進についての町長の見解をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） おはようございます。

それでは、田中 大議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の夜間のタクシー運行についてであります。タクシー事業につきましては、ドライバーの高齢化による人材不足や人口減少による利用者の減少、さらに、燃料費などコストの高騰が経営に大きな影響を与えており、全国的な問題となっております。当町でも例外ではなく、近年、タクシー事業者の撤退や営業時間の短縮、稼働台数が減少するなど、以前のように24時間いつでもタクシーを利用することができない状況となっております。特に、バスや鉄道が動いていない夜間の時間帯については、タクシーの稼働台数や営業時間も制限されているため、議員御指摘のとおり、夜間の移動手段に困っている方が一定数いらっしゃることは町としても認識しているところでございます。

町では、令和3年に平内町地域公共交通計画を策定し、町内における交通政策を推進しているところでございます。これまで通勤や通学、買物や通院など、日常生活における利便性向上を優先的に進め、令和6年1月から実証運行を開始したデマンド交通の導入により日中の時間帯については、町内全域をカバーできていると考えておりますが、夜間については、先ほど申し上げたとおり、公共交通やタクシーが利用できない時間帯がございます。この時間帯については、基本的に利用者が少なく、救急等の場合は、消防署で対応となりますが、今後、タクシー事業者へのヒアリングや、町民のニーズと費用対効果を考慮した上で、事業実施の必要性や可能性について検討していきたいと考えているところでございます。

また、国においても、交通空白の解消に向け、全国展開が期待される新しい仕組みの構築や、地域の足確保に向けた様々な取組を推進しているところでございますので、タクシーに限らず、交通政策に係る事業について情報収集を行い、他市町村の事例を参考としながら、検討してまいりたいと思っております。

次に、2点目の書かない窓口の推進についてであります。町では、昨年度に県の伴走支援を受け実施した自治体DX加速化推進事業において、窓口DXに関する計画を策定しております。その計画には、町民が行政サービスをスムーズに受けられるよう、議員御指摘の書かない窓口についても載せているところでございます。

具体的な目安として、新庁舎移転時から2030年までに電子申請システムを活用した書かない窓口を目指すこととしており、その実現に向けて今年度から業務の棚卸しや手続の電子申請への対応などに取り組んでまいりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、4番、田中 大君。

4 番（田中 大君） 夜間のタクシー運行についてですが、全国には夜間の交通確保のために独自の支援を行っている自治体があります。山口県防府市、大分県国東市、群馬県下仁田町などが夜間のタクシー利用に対して補助制度を設け、住民の移動の安心と事業者の経営安定の両立を図っています。

また、県内では既にタクシー事業者が撤退した町もあります。横浜町や五戸町で、今では移動手段が大きく制限され、町民の生活にも影響が出ていると聞いています。当町からタクシー事業者が撤退しないよう地域と事業者と行政が一緒になって課題に取り組むべきと考えます。

以上で質問を終わります。

議長（船橋健人君） 以上で4番、田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、9番、畑井勝廣君の登壇を許します。（「はい、9番」の声あり）はい、9番、畑井勝廣君。

9 番（畑井勝廣君） おはようございます。9番、畑井勝廣です。通告に従い新庁舎整備と大規模災害対応力について、質問いたします。

新庁舎建設予定地は造成が終了しているものの、その後どうするのか示されておられません。青森市内の建設業者や町民の間では、新庁舎の予定地は住宅造成するらしいといううわさが流れていると耳にしました。実際、町民の間では、予定地には新庁舎が建つということ以外、詳しい中身は全く知らないのが現状です。こういう状態では貴重な町の基金を使うにもかかわらず、長期的な活用方法など、見通しを持たずに新庁舎建設だけを決めたのではないかと批判されてもやむを得ないのではないのでしょうか。

私は新庁舎建設に当たり、大規模への備えも考慮すべきと思います。これまで平内町は、大規模災害とは無縁と考えられましたが、昨年、11月16日、同20日と、続けて陸奥湾を震源とする震度4の地震がありました。20日の地震の規模を表すマグニチュードは5.1と、陸奥湾を震源とする地震では90年ぶりの大きな地震だったそうです。多くの町民が不安になったと認識しています。

現状では、新庁舎が完成したときに、町の対策本部はどこに設置されるのか。新庁舎には避難所としての機能を持たせるのだろうか不安になりました。地域の将来を考えると、既存の施設が避難所としての適切な機能を有しているかどうか併せて検討し、新庁舎建設は我が町の災害対応力向上のきっかけにすべきです。

そこでお尋ねします。町はいつまでに、新庁舎予定地の建物の配置やその活用方法を示すつもりで

しょうか。具体的な時期を示してください。

また、庁舎建設に関連して大規模災害対応力向上のため、既にある町の施設の災害対応力や在り方も併せて検討するべきだと考えます。町長の見解を示してください。

以上で終わります。御清聴ありがとうございました。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、畑井勝廣議員の御質問にお答えいたします。

まず、新庁舎整備と大規模災害対応力についての1つ目、新庁舎の建設予定地の建物の配置やその活用方法の具体的な時期についてであります。建設予定地の建物配置について、新庁舎及びそれに隣接した形で建設予定の防災備蓄倉庫、それぞれの基本設計を令和7年7月末までに完了する工程となっていることから、8月頃にはこれをお示しできるものと考えております。その際には、町ホームページ及び広報において広く町民の皆様にお知らせしたいと思っております。

また、新庁舎の活用方法については、町が建設業者に提出した要求水準書では、来庁者が談話等に利用できるホールについては設ける予定でございますが、業務上必要な執務スペース等が建物の大部分を占めるため、新庁舎内部に避難場所としての機能を持たせず、周辺の指定避難場所である平内中学校や開発センターを従来どおり活用する方向で考えているところでございます。

ただし、災害時の防災拠点となる災害対策本部として利用できる防災対策室設置は、極めて重要なスペースであることから確保したいと思っております。

また、建設予定地における建設場所以外の具体的な活用方法については、現在決まっておりませんが、決して宅地にするとかそういうことではございませんので、町や町民に有益な活用方法を今後検討してまいりたいと考えております。

次に、2つ目、新庁舎建設をきっかけに町の施設の災害対応力や在り方を検討すべきについてでございますが、今年度の当初予算に工事費を計上した新庁舎に隣接される防災備蓄倉庫を防災備品の備蓄・供給の中心と位置づけて運用体制に切り替えることにより、国や県、災害協定締結企業等からの応援物資の受領や在庫管理、町内各地への分配等を効率的かつ円滑に行うことを可能となります。

加えて、これまで備蓄拠点としていた旧東栄小学校や、今年度に完成予定の稲生地区防災備蓄倉庫を利用することで、西地区、中地区、東地区に分断された場合であっても、最寄りの備蓄倉庫から必要な物資を供給することが可能となり、備蓄品の一極集中を避けることで、備蓄拠点の被災に伴う全喪失のリスク低減にもつながると考えております。

一方で、洪水や土砂災害、津波等により被災するおそれのあるコミュニティセンターの移転や避難所の新設については、町の財政状況や用地の確保、施設の維持管理等の観点から、直ちに解消することは困難なことから、当面は既存の町有施設を従来どおり利用することとして対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（船橋健人君） はい、9番、畑井勝廣君。（「はい」の声あり）

9番（畑井勝廣君） 災害対応についてです。

青森市役所の本庁舎には、マンホールの蓋を開け、その上に設置する方式の簡易トイレが備え付けられているそうです。こうした防災対策についての情報を積極的に集め、必要なものは整備するべきだと考えますが、この辺の見解を示してください。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中総務課長。（「はい」の声あり）

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君） それでは、お答えをいたします。

まずは、今トイレの話が出ましたので、町ではマンホールトイレについては今のところ準備はしておりませんが、組立てのトイレを10個と、簡易トイレを20個、既設の洋式トイレに被せて使用する便袋を約1万4,000回分備蓄しているところでございます。

また、民間企業から仮設トイレ等の機材を迅速に調達、レンタルできるように、災害協定も締結しているところでございますが、トイレ以外にも、また、防災備蓄品以外においても、今、畑井議員がお話したように、今後も積極的に情報を集めまして、いかなる場面も想定し、あるいは想定外をも想定して、必要なものは整備していかなければならないと考えているところでございます。

以上です。（「以上、終わります」の声あり）

議 長（船橋健人君） 以上で9番、畑井勝廣君の一般質問を打ち切ります。

続いて、3番、内海 伸君の登壇を許します。（「はい、3番」の声あり）はい、3番、内海 伸君。

3 番（内海 伸君） 3番、内海 伸です。一般質問の通告に基づき発表させていただきます。

ピロリ菌感染検査で胃がん予防をというところでございます。内容としましては、世界の胃がんの半数が東アジアで、しかも日本の中でも、北日本の日本海沿岸地帯の住居者に多発しているとのことです。

しかし、死亡数は減少傾向にあり、ピロリ菌感染の減少、内視鏡による診断、治療の進歩が寄与していると評価されています。

ピロリ菌は主に幼少期に感染し、除菌しなければ何十年も感染し、感染期間が長いほど胃がんが発生しやすいとなり、十二指腸潰瘍のほとんどと胃潰瘍の半分以上が、ピロリ菌が原因と言われています。

東アジアのピロリ菌は特に発がん作用が強いと言われています。がんの予防として挙げられるのは、一次予防、がんになることを防ぐ、原因が分かっているがん、胃がん、ピロリ菌、子宮頸がんHPV、肝臓がん、肝炎ウイルス、過度のアルコール、二次予防としましては検診でがんを早期に発見、早期治療、遺伝的素因が強いがん、大腸がん、乳がん、三次予防は、発生、転移していても早期治療で完治を目指すというところにあります。胃がんを防ぐためには、この一次予防の段階でピロリ菌感染の検査が必要とされてきます。

未成年者のスクリーニング検査として、どの時期に行うのが推奨されているかと言えば、中学生で行うことを推奨されています。青森県の中では、弘前市、八戸市、西目屋村で中学2年生を対象にピロリ菌感染を調べる検査を実施しています。

また、国内では100くらいの自治体で実施されています。

そこで、胃がんリスク低減のために、中学2年生を対象としたピロリ菌感染検査を当町でも実施する考えがあるかどうかをお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） それでは、内海 伸議員の御質問にお答えいたします。

ピロリ菌感染検査で胃がん予防についてでございますが、議員御指摘のとおり、ピロリ菌感染と胃がんの因果関係については、国内外の研究によって明確になっており、特に幼少期に感染した場合の長期的な健康リスクが指摘されているところでございます。

議員御紹介のように、青森県内でも、弘前市、八戸市、西目屋村をはじめとする自治体において既に中学生を対象としたピロリ菌感染検査が実施されており、全国的にもそれぞれの地域事情に応じた

先進的な取組が進められていることも承知しているところでございます。

当町といたしましても、将来的な胃がん予防の観点から、ピロリ菌感染症の早期把握と対応といった一次予防の重要性は町民の健康増進、将来の医療費抑制、さらには胃がん予防の観点から、非常に重要な視点の1つであると認識しているところでございます。

その上で、当町においての導入について検討を進めるに当たっては、検査の実施体制、対象学年や時期の設定、検査結果に対する対応方針、医療機関との調整、保護者の理解、協力体制の構築、学校関係者との連携、さらには検査後の除菌治療に関わる費用や心理的な配慮など、慎重に整理すべき事項が多岐にわたっております。

こうした点を踏まえまして、町としましては、他自治体の事例や専門的な見解を参考にしながら、総合的に判断してまいりたいと考えているところでございます。現時点においては、事業の具体的な実施には至っておりませんが、議員御提案の趣旨をしっかりと受け止め、今後の健康施策の中で引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、3番。（「はい」の声あり）

3 番（内海 伸君） 実は、私も十数年前に、弟がピロリ菌に感染しているということで、調べてみたらということであつたので、調べたらやっぱりピロリ菌に感染していました。1週間の抗生物質を飲んで、1か月後に呼気で確認するということで除菌がなされたんですけども、1人でも家族にいれば、やっぱり何人もそういうピロリ菌感染の危険があるということで、町長の今のお答えを何とか前向きに進めていただければと思いますし、あと、県の総合健診センターの下山先生がおっしゃってたのが、やっぱり中学生で確認するということも大事ですけども、出産前の女性の方が確認、除菌をして、もしあったときに除染をしていけば、もっとリスクが下がるということで、その点もちょうと健康増進課でも考慮していただければ、お声がけのほうをよろしくお願いしたいと思います。

本日の質問はこれで終了させていただきます。

議 長（船橋健人君） 以上で3番、内海 伸君の一般質問を打ち切ります。

ここで10分間の休憩にしたいと思います。再会は10時50分にいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

議 長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、10番、田中光弘君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 通告順に従いまして一般質問を行います。

1点目は、空き家対策についてであります。空き家対策は全国共通の課題であり、国も法制化を踏まえ、同僚議員もこの場で質問が出されていました。町ではいち早く空き家バンク制度等や、2年前から除却費を上限50万円の助成制度を発足するなど、行政としての役割を発揮しています。

7年前、私が初めてこの案件で質問したのは、ある町内の独り暮らしの方から、本人の家屋に、隣家の空家の一部分が倒壊しそうで、風が吹くたびに害を被るか安心して過ごした気がしないとの相談を受けてのことでした。町担当課では、所有者と連絡はついても法的拘束力がなく、最終的には、町内会から要請を受けた消防団員が倒壊しそうな一部分の撤去と応急措置の形で終わりました。それでも本人にとっては、ありがたいとの一心で謝礼金を渡したとのことでありました。この空き家も数年後には家屋全体が倒壊するおそれがあります。

また、私の地元でも倒壊しそうな特定空家に認定しても妥当な空き家の隣家の方から、防災・防犯、衛生・景観等の面で影響を受けている、何とかしてほしい、との苦情を5年前から寄せられています。しかし、町外に居住し、しかも相続放棄しているとのことで、どうにも対処できないまま今日に至っています。

そこで、私の質問の趣旨は、ますます増えつつある特定空家等の可能性が高い空き家の対策について、行政が法律に基づいて業務を遂行していく体制と取組の強化について4点ほど質問いたします。

1つ目に、特定空家等の可能性が高い空き家の所有者確認としてであります。2016年、平成28年度の調査で、損壊等を含む空き家が85棟、その中で、特定空家等の可能性が高いものが45棟あり、所有者への適正管理願いの通知等を行っているとしております。所有者の確認として意向も含め、(1)として、町外居住件数・不明件数及び相続放棄件数。

2つ目に、解体意思がある件数、経済的に対応できない件数について伺いたいします。

2つ目に、データベースの整備方についてであります。空家法第11条において、市町村は空き家等に関するデータベースの整備、その他空き家等に関する正確な情報を把握するために、必要な措置を講ずるように努めるものとする。と規定していますが、2016年、平成28年度の調査以降の整備状況をお伺いいたします。

3つ目に、平内町空家等対策計画の見直しについてであります。当町の計画策定は2018年、平成30年7月であります。2023年、令和5年度の空家法の改正は、今後も居住目的等のない空き家等の増加を見込み、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空き家等への対策を進めるため、空き家等の活用拡大、管理の確保、特定空家等の除去等の3本柱としております。空家法改正は、地方自治体の対応を評価することにあります。

一方、所有者に対し、国、地方公共団体が実施する空き家等に関する施策に協力するよう努めなければならないことが追加され、所有者の責務が強化されました。

以上のことを踏まえ、他市町村のほとんどは、今年4月に計画の見直しを図っています。当町としてもこれまでの取組状況等を整理するとともに、法改正を踏まえ、空き家対策を一層推進するために、計画見直しを図るべきであります。

4つ目に、空家条例制定についてであります。近年、全国では、空き家の所有者に適正な管理を義務づける条例を制定している自治体が増え、県内では13市町が制定しています。行政が所有者に対して指導、勧告、命令を行っても、取り壊しを行わない場合には、法第14条の法律や条例に基づいて、行政が取り壊し、行政代執行でありますけれども、所有者に費用を請求するとの規定となっています。

今後増加する案件に対応していくためにも、当町も条例制定の検討が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目は、買物弱者対策としてであります。当町において、小湊中央部を除き、周辺の各町内にあった商店が、廃業、特に高齢による自家用車免許返納者にとっては生活環境が一変します。2025年問題に現れているように、食料品をはじめとした買物が困難となり、全国的にも買物弱者がますます高齢者を中心に増加していきます。政府機関の各省庁がそれぞれ独自にその実態や数を調査し、推定していますが、総務省では、買物弱者の全国的な実態の把握は重要であるとしつつも、日常の買物はどの程度不便であるかなどは、生活環境や地域コミュニティの状況によるもので、正確な数を把握することは困難であるとしています。

そのため、地方自治体や地域のコミュニティ単位の可能な限り細かい単位で状況を把握し、対策を

行う必要があると位置づけています。買物弱者の置かれている現状は地域によって異なり、地域ごとに対策する必要があります。私はきめ細やかな対策を練る一歩は、実態把握していく上で意向調査、ヒアリングが大事であるとの思いで質問するものであります。

ここで私は過去二度の定例会での一般質問での答弁を引用いたします。

2012年、平成24年12月定例会では、交通政策として町民バス、患者送迎バスの在り方に加え、スクールバスの混乗や地元タクシー会社と協力して、オンデマンド型タクシーを運行させるなどを検討していきたい。

4年後の2016年、平成28年9月定例会は、2014年、平成26年4月から県民生協が、コープスマイル号の移動販売事業を始め、生鮮食料品等を中心に、近くに店舗のない地域に赴いている。町でも買物難民が減少していくように取り組んでいきたいとの答弁でありました。

現在、当町では70歳運賃無料の町民バス、昨年から営業開始したデマンド交通、介護保険サービスによるホームヘルパーさんによる食事、買物、県民生協コープスマイル号の移動販売で食料品を賄っております。核家族化が進み、真の買物弱者がどの地域にどの程度いるのか、何を欲しているのか、総合的な対策の手がかりとして、店舗のない町内の町内会役員や民生委員の協力を得て、自家用車のない高齢者の意向調査には、アンケートやヒアリングを行い、詳細な実態把握に努めるべきであります。見解をお伺いいたします。

3点目は、派遣会社との契約についてであります。平内町役場には、正規職員、フルタイムとパートタイム勤務の会計年度再任用職員、派遣職員が従事しています。正規職員は国家公務員法と地方公務員法の改正により2023年4月から公務員の定年が段階的に引き上げられることになりました。現在の60歳から2年ごとに1歳ずつ定年を引上げ、2031年、6年後は65歳定年制度になります。現在、定年退職後は、65歳までは本人の希望によりフルタイムの会計年度再任用職員として勤務しています。

背景には、公的年金支給開始年齢引上げへの対応及び高年齢者の雇用確保義務が公務員の人事院制度に法的に反映されたものです。社会の流れは少子高齢化、年金支給年齢引き上げにより、今後ますます高齢者活用促進の動きが高まることでしょう。

しかしこの流れに逆行しているのは、派遣会社の派遣先である平内町役場の対応です。派遣元の会社が、定年が65歳または本人の希望があれば65歳を超えても雇用を契約することができますが、派遣先が受け入れてくれるかどうかであります。

一般、派遣会社から当町の一般事務派遣職員の定年延長についての問合せに受け入れない方針であると返答したとのこと。一般事務派遣職員は、役場で長期間にわたって勤務しております。社会の流れに応じて派遣職員の希望があれば、満額の年金支給年齢まで契約するべきと思いますが、見解をお伺いし、壇上での質問を終わります。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） それでは、田中光弘議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目の空き家対策についての1つ目、特定空き家等の可能性が高い空き家の所有者の確認における町外居住件数、不明件数及び相続放棄件数でございますが、平成28年に調査を行ってから令和7年6月現在までの空き家に関する相談、苦情等は71件あり、そのうち、空き家の所有者等が町内在住のものが17件、町外在住のものが35件、所在不明なものが18件、相続放棄されたものが1件ございました。

次に、解体意思がある件数についてでございますが、令和5年から実施している平内町老朽危険空

家除却促進事業補助金に関する相談が、令和7年6月現在までに11件あり、そのうち補助対象老朽危険空家と判断し、交付決定した件数は令和5年度が1件、令和6年度が3件、今年度実施中のものが2件となっております。

次に、経済的に対応できない件数についてでございますが、空き家の所有者等を調査する上で、経済状況等を知る手段がなく、空き家の所有者等との会話の上で、経済的に対応できない旨の回答があったものは2件でしたが、正確な件数については把握できておりません。

次に、2つ目、データベースの整備状況についてでございますが、空き家バンク制度創設に先立ち、平成28年度に実施した町内の空き家調査では、約500万円の費用がかかったこともあり、その後、同様の調査を行っておりませんが、これまで町民等から情報提供のあった空き家については、エクセルデータで管理しております。加えて、町が運用している地理情報システムについては、今年度中により使いやすいシステムへと移行する予定であることから、今後は地理情報システムを活用して、地図データ上で空き家情報を管理することを検討しております。

次に、3つ目、平内町空家等対策計画の見直しについてでございますが、御指摘のあったとおり、当町の空家等対策計画は、平成30年7月に策定して以降、見直し等が行われていないことから、空家等対策特別措置法の改正内容に基づき、なるべく早いうちに計画の見直しを行ってまいります。

次に、4つ目、空家条例制定についてでございますが、特定空家等の所有者等に対する助言や指導、勧告、行政代執行による取り壊し等については、町の空家条例の有無によらず、空家等対策特別措置法に基づき執行できることから、まずは平内町空家等対策計画の見直しを行い、その後に、空家条例の制定について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、買物弱者対策についてであります。買物弱者の把握状況としましては、3年ごとに実施している介護予防・日常生活圏域ニーズ調査がございます。直近の調査は、要介護認定を受けていない65歳以上のうち、1,200人を対象に、令和4年度に実施しており、回答者は774人で、回答率は64.5%でございました。その結果、買物で外出する頻度について、週二、三日が36.6%で最も多く、週1日未満が20.5%となっております。

また、昨年度、65歳以上の高齢者世帯及び65歳以上の障害者手帳をお持ちの方1,247人を対象に、日常生活の困り事調査を実施したところ、回答者数は792人で、回答率は63.5%でした。アンケート結果から、日頃の買物手段として、自分で店舗で買物をしている方が大多数を占める一方、移動販売を利用している方もおりました。そして日常生活において、買物に困っていると回答した割合は1割未満となっております。

現在、町では、買物弱者を含めた交通手段確保対策として、重度障害者の移動支援事業を実施しているほか、令和4年度からは平内町民バス高齢者無償化事業を、令和5年度からはデマンド交通を実施しております。

今後、町におきましても高齢化の進展に伴い、免許返納等による交通手段を持たない方が増加していくものと考えられますので、先ほど述べました、町全体に係る施策のほか、各地域の民生委員等と連携して、個別のニーズを聞き取りし、情報共有を図ることで地域の状況をきめ細やかに把握しながら、引き続き既存事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、派遣会社との契約についてであります。まずもって、現在勤務していただいている派遣職員の方々については、勤務態度、勤務成績ともに良好であり、その職務能力の高さは大いに評価しているところでございますし、役場の貴重な戦力として業務に励んでいただいているところでございます。

先般、派遣会社から派遣する職員の年齢について問合せがあり、町といたしましては、これまでと同様に60歳に到達する年度までを派遣期間とする旨、回答したところでございます。

町の業務に派遣職員が従事することに関しては、町と派遣会社では、労働保険契約を締結しておりますが、その契約に派遣職員の定年についての定めはございません。あくまでも派遣会社と派遣職員が締結している雇用契約において取り決めがあるものと承知しております。

繰り返しとなりますが、町としては派遣職員の年齢は60歳までとし、60歳を超えて平内町役場関連での業務を希望するのであれば、それぞれの年齢の方も対象となる会計年度任用職員を募集する場合もありますので、そちらの応募を検討していただければと考えております。

以上でございます。

議長（船橋健人君） はい、10番、田中光弘君。（「はい」の声あり）

10番（田中光弘君） まずじゃあ、1点目の空き家対策の1の特定空家等について確認ということで、（1）に併せてお伺いいたします。

この空き家問題で、やっぱり一番危惧するところは、倒壊しそうな管理不全空家の所有者の気持、意思、どういうふうにしていきたいかというこの意思を知ることだと思っております。やはりそのためには実態を把握することは最重要であるというふうに思います。この平内町の空家等対策計画書、これを私この質問に当たって、初めて手に入ったわけなんです、それまではなかなかこの計画書に入ることができませんでした。そこでは、今回のちょっと空家計画の中身を述べながらお伺いいたします。

これは11年前に各町内会での調査を受けて、そして2年後の9年前に、業者委託による特定空家等の可能性が高い空き家として評価、危険度が高い順に4段階に分かれております。一番危険度が高いのが点数、評価の点数というものがあまして、これの非常に危険度が高いというのが100点以上、この45棟のうち、100点から149点が38棟で、150点以上は7棟、最も危険なところが7棟と、これが10年前の調査で、8年前の評価ですので、それ以下、それ以下というのは、やや高いというのが70点から99点、これが40棟、その下にもありますが、これがこの10年のうちに危険度の高いほうに入っていると思うんですよ。先ほどの答弁の中で、この間の相談、苦情が71件ということですが、相談と苦情、これを分けてみる必要があるんじゃないかと思えます。相談というのは、主にその所有者の方、片や苦情というのは、所有者本人以外からの苦情としての町への報告だと思っております。

ここで伺いたいのは、時間がたつと代が替わっていくと、さらに厳しくなるが所有者の所在不明や、相続放棄している管理不全の空き家に対して、この不明な方と相続放棄者に対してどのような対応をしていくのか、その点についてお伺いいたします。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君） お答えをいたします。

非常に難しい問題でございまして、これといった打開策、特効薬等は見つからない状況でございまして、今できることは、国や県の制度の動向を注視しながらも所有者不明の空き家に対する現地調査を随時実施したり、場合によっては司法書士会等と連携して所有者探索の体制を強化していくことになるんだろうなという考えでございます。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 分かりました。

国土交通省は、この対策計画とともに所有者不明土地対策計画等をつくることを推進しております。そのことも併せて進めていってほしいなというふうに思っていますが、この点についてどうでしょう。

議 長（船橋健人君）はい、田中総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）それはデータベースのことについてだと思うんですが、その辺も踏まえて、今後整備していきたいというふうに考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君）そのようにしていただきたいと思います。

次に、データベースの整備についてであります。これまで、エクセルデータの管理、またこれにさらに新たに地理情報システムの活用を加えるとの答弁でありました。私はこのエクセルデータ、これはさらに詳細に情報を収集していくべきだと思っております。先ほどの答弁の中で、経済的に対応できない件数に対して、正確に把握していないという答弁でありました。これはちょっとこれからは、やはり全て網羅して情報を収集すると、どのような人がどのような気持ちを持っているかというところもきちんとその意向もやっぱり把握してデータ化していくべきだと思うわけです。その点について。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、田中総務課長。（「はい」の声あり）

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）お答えをいたします。

把握できるのであれば、当然意向を聞きたいとは思いますが、いつの間にかいなくなっているとか、いつの間にか相続放棄をしているという場合もございますので、データベースの整備の際には、地域住民、町内会等からの聞き取りや関係団体等と連携しながら整備を進めて、空き家発生の抑制に努めていきたいと、このように考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君）是非ともそうしてほしいと思います。これまでの情報収集というのは、町担当、町からではなくて、相談者とか、苦情した方から来て、そこでデータ化すると、と同時に、やっぱり先ほど答弁をなさったとおりに、町内会とか、そういう方々とタイアップしていくのが、町からもそういう声がけをしつつも、何て言いますかキャッチボールをやってほしいなと思っております。

次に、3つ目のこの計画の見直しについてであります。早期に計画の見直しを図るということでありました。実は、これ私昨年の9月定例会でも同様の質問をいたしました。そのときの答弁は、同じような答弁だったわけです。しかしながら、あれから半年以上たっておりますし、担当課も人事異動で替わっていますということで、あえて質問をした次第です。

ここでやっぱりこの計画書というのは、非常に大事な中身となっておりますので、やっぱりホームページでも公表してほしいし、見直したこともホームページで公表してほしい、紹介してほしいというふうに思っておりますが、そこについて。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、田中総務課長。（「はい」の声あり）

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）お答えをいたします。

今、見直しをすることになっておりますので、見直しを行った際には、速やかにホームページのほうに載せます。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）分かりました。

じゃあ次に、買物弱者についてであります。3年ごとに調査を図っておると、いろんな分野で行っていると、その回答率が60%前半で、私が申し上げたいのは、確かに3年ごとにこういう調査をしている、しかしながらも漏れている面もあると思うんですよ。この回答率60%前後というふうに分かるように、これも空き家の問題と同じように、これ町内会によってやはり細かくしっかりと把握していくために、私はそのためにもやっぱり地元の中を一番知っている町内会の役員とか、アンケートプラス聞き取り、そういうふうにしてほしいなと思っております。特にやっぱり中央部から離れている私の地域もそうです。薬師野、松野木、外童子、内童子、あとは西浜の集落というのはお店がございません。ですから、この調査のほかにも漏れている面もあると思いますので、そこの地域の町内会の役員の協力を仰ぐような体制をしていただきたいなというふうに思っておりますけれども、調査で実態を詳しく把握していく上で、工夫を挙げていただきたいなと思っておりますけれども、その点について。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）竹達課長。

福祉介護課長（竹達暁教君）ただいまの御質問にお答えいたします。

答弁しました調査なんですが、介護保険の様々な政策を決定するための基礎資料として、3年に一度実施していますニーズ調査なんですが、その項目の中に、高齢者がどのぐらい外出しているかですとか、買物はどうしていますかという項目がございます。御質問の買物弱者に特化した調査というのは実施したことがないんですが、真の買物弱者というところの把握にはつながっていると考えておりません。ただ、現状、生活の困り事全般、買物のことを含めても、民生委員のほうから適宜気づいた点など各地域から情報が上がってきたりもしていますので、それでも不十分である部分もございます。そこについては、民生委員の研修を兼ねた定例会というのも開催していますので、困り事の中でそういうのをテーマにしてみんなで話し合う場を設けたいと思いますので、引き続き、きめ細やかに、把握していくことに努めていきたいと思いますので御理解を願いたいと思います。

以上です。

議長（船橋健人君）はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君）是非そうしていただきたいと思います。

では、最後の派遣会社との契約方についてであります。やっぱり地方公共団体というのは、職員の福利厚生等に関して底上げをすることによって、民間をリードして引っ張っていくというふうな役割があります。

先ほど60歳超えたら会計年度任用の試験もありますよというふうに答弁がされましたけれども、やっぱり役場の職員を退職して、会計年度になるのと違って、派遣会社の職員が会計年度といった場合、会計年度というのは1年ごとの契約ですが、やっぱり不安が付きまとうわけです。担保がないわけです。必ず雇用されるかというこれは保証がないわけで、そういう不安があります。長年フルタイムとして一般事務で勤務して、何か業務に対しての評価がいいわけですから、やっぱりこういう年金の満額支給年齢が65歳となったこの今日、それで国策等によって会計年度というような、役場職員の2年ごとの1歳を引き延ばして65歳というふうに決まっておりますんで、派遣会社の職員に対しても定年延長のことを再度考えていただきたいと思っておりますけれども、その点、町長、副町長どちらか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、副町長。

副町長（山田光昭君）まず、派遣職員については、派遣職員個人と契約しているわけがございません。

派遣会社と契約しております。ですから、答弁でもありましたように、個人誰々ということで、個人を指名して派遣をしてもらっているわけではございませんので、まず、取りあえずは60歳で定年をしていただく、これは定年は派遣会社の話ですので、派遣会社でまたどっかの違うところに派遣すればいいわけでありまして、取りあえず、町では60歳を一応、すみません、派遣切りという言葉でなく、一応60歳でそれこそ定年という言葉は派遣会社のほうで決めますので、私どもは定年という言葉は使いませんので、60歳で派遣をしない、派遣をしないでいただきたいというそういう言葉でないんですが、一応60歳をめどにさせていただきたいと思っています。それで、それ以降、役場の関係で勤めたいのであれば、会計年度任用職員で応募してくれば、後は、ただしその議員もおっしゃったように、会計年度任用職員は、面接もありますし、そこで公募しますので、ほかの人もたくさん応募してきますので、必ずしもその方がなるということには限りませんので、その辺は御了承願いたいと思います。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） その点が御了承できないから今質問しているわけですよ。確かに派遣元の会社というのは定年がないわけですよ、要はこの派遣先ということで、その派遣元は、役場に60歳以降どうですかというふうに問合せしたということは、そういうもし役場で60歳以上でもいいですよってなれば、その契約をしますという、それを聞くために問合せをしているわけであって、役場で60歳以上でもいいですとののであれば、派遣元もそうなりますよ。確かに個人、個々の問題といえども、やっぱり大平ビル、クリーンシステムの中には何人かおられます。これ個々の問題、確かに個々の問題でありますけれども、やっぱり私は全体のこれからその年になる人のことも考えた場合に、やっぱり不安だと思うんですよ。本当はもっと役場に勤務したいという気持ちをみんな持っておりますし、そういう中、やっぱり派遣職員の皆さんが話合いとか、そういう意見交換会をしてもいいんじゃないかなというふうに思うわけです。フルタイムで長年役場に勤務、従事しているわけですから、その点を取り計らっていただければなというふうに思っております。そういう面において、個々によって、個人によってはいいですよという人もいますし、また60歳超えても残りたいという、それは個々の気持ちがありますが、大方は残りたいという気持ちです。会計年度といったときに、やっぱりみんな不安という声がほとんど、全員とっていいほどでした。即刻それじゃなくて、やっぱり話を聞いてみることも必要ではないかなというふうに思っておりますけれども、その場を設ける気持ちはないでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、副町長。

副町長（山田光昭君） 話を聞いてみる機会ということでありまして、話を聞けば、どうしても残りたいと、それは当然のことだと思います。

ただ、先ほど言いましたように、派遣会社との契約でありまして、個々の契約でありませんので、職場としては、1つの事業所としては、もう60歳の定年、先ほども言いました定年という言葉は変なんですが、派遣元のほうに60歳になったら派遣しないでくださいよというふうには伝えたいと思っています。

話合いについても話合いするという、その場が何の場が何の場なのかちょっと分かりませんが、話合いすれば必ず残りたい、残りたいとしゃべるのは当然だなとは思っています。

ですからそこでは、話合いをしても会計年度で募集しますので、ただ、会計年度で募集するとなっても、その職場でいろいろな組織の職員の配置もありますので、必ずしも会計年度任用職員で募集し

ますということはここでは言えませんので、うちのほうの職員の配置もありますので、必ずしも今いる派遣職員の人が60歳以上になって、じゃあ採用しますよという約束はできません。

以上です。（「以上です。よろしいです」の声あり）

議 長（船橋健人君） 以上で10番、田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は午前10時から会議を開き、一般質問を継続いたします。

本日はこれにて散会します。

どうも御苦労さまでした。

（午前11時31分 散 会）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、一般質問
日程第 2、質 疑
日程第 3、議案付託

出席議員 11 名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	1 番 船 橋 侑 雅君
2 番 荒 内 護君	3 番 内 海 伸君	4 番 田 中 大君
5 番 亀 田 弘 徳君	6 番 田 中 茂 勝君	7 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君	10 番 田 中 光 弘君	

欠席議員 1 名

- 9 番 畑 井 勝 廣君

地方自治法第 121 条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 田 中 正 美君	総務課指導監 金 津 良 紀君
企画政策課長 塩 越 信 子君	税 務 課 長 柴 田 正 一君
町 民 課 長 千代谷 文 徳君	福祉介護課長 竹 達 暁 教君
福祉介護課指導監 須 藤 昌 毅君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 垂 井 智 也君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 三津谷 博君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 工 藤 英 仁君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 川 村 徳 仁君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 小 林 正 人君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿	事務局副指導監 石 岡 むつき
--------------	-----------------

振鈴（午前 10 時 00 分 開 議）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前に携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、音の出ないように御配慮をお願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が 11 人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。



日程第1、一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、昨日の会議に引き続き一般質問を行います。

それでは、6番、田中茂勝君の登壇を許します。（「はい、議長、6番」の声あり）6番、田中茂勝君。

6番（田中茂勝君） 皆さんおはようございます。田中茂勝でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は、家庭ごみの減量対策についてであります。

今回の質問の趣旨は、世界全体に影響を及ぼす地球温暖化、深刻さを増す気候変動による自然災害を軽減させるため、この要因とされている温室効果ガスの削減にも寄与するごみの減量対策をテーマとして質問いたします。

5月の末に、非常にショッキングなニュースが飛び込んでまいりました。5月29日のNHKニュースによると、スイス南部のアルプス山脈で、5月28日氷河の崩壊によって大規模な土石流が発生し、麓の村の大部分が埋まり、住民1人が行方不明となっているというもので、現地で撮影された映像によると、土砂が土煙を上げながら大きな音とともに流れていく様子が映っておりました。この土石流により、山の麓にある村では、住宅のほとんどが土砂に埋め尽くされましたが、村の住民およそ300人は土石流の危険があるとする地元当局の事前の呼びかけに応じて、5月19日には既に避難しておりました。地元メディアは、温暖化による永久凍土が解け、氷河が不安定になっていた可能性があるという専門家の見解を伝えております。

これ以外にも、世界では、パキスタンで昨年の8月に、アイスランドでは去年の7月に氷河が解けたことにより大規模な洪水が発生し、死者や橋の倒壊などの被害が発生しております。

また、国内においても毎年のように連なった雨雲による線状降水帯が発生し、その区域では大水害が発生していることは周知のことです。

当町では、令和5年、令和6年と陸奥湾での高水温により基幹産業であるホタテ養殖業が大打撃を受け、平内漁協では例年3万5,000トンから4万トンほどのホタテ取扱高は、令和5年は2万9,900トン、令和6年は1万1,600トンまで減少し、令和7年度の取扱見込みは4,000トンと例年の10分の1となっております。このたびのへい死の原因については、特定はされていないようですが、2023年と2024年の青森地方気象台のデータを見れば、青森市の降水量と降雪量は例年に比べると少なく、平均気温は1.5度ほど高くなっております。植物性プランクトンの発生量に影響したことも一因として考えられます。

これまで述べたような気候変動による災害は、石油、石炭、天然ガス等を燃焼して電気をつくっていることや、自動車や飛行機から排出される二酸化炭素やメタンガスによる温室効果ガスが原因とされていることから、地球規模で気温上昇を防ぐべく一部の国を除いた全世界が取り組んでいることも周知のことです。

当町でも節電に努め、庁舎内では必要以外の消灯や公的施設では照明器具のLED化を進めているところであります。

また、ごみの減量化にも努め、ペットボトルなどの資源ごみや希少金属の回収を目的とした小型家電の回収なども行っておりますが、当町の令和6年度における一般廃棄物処理業務委託料のうち、可燃ごみは約2,063トンでありました。その収集運搬費用を合わせた処理金額は約2,300万円に

なると見込まれております。燃えるごみの約40％は水分を80％含んだ生ごみであると言われていたことから、家庭ごみの約3割は水分ということになります。極端な言い方をすれば、処理量の3割は水を運んで燃やしているということになります。

町では、ごみ減量対策として、資源ごみとして回収する以外にも、生ごみ処理器の購入に補助金を出し、ごみの減量化と処理費用の減額に努めているところですが、家庭用生ごみ処理器助成金の年度別支出額を見てみれば、令和元年から令和4年までは、いずれも1万円以下であり、令和5年度は7件で6万5,100円、令和6年度は5件で5万8,500円と、申請件数、金額とも低調なのではないかと考えますが、この状況をどのように捉えているのか見解をお伺いします。

また、令和6年度の一般廃棄物処理業務委託料2,063トンに含まれる生ごみを全て乾燥したとすれば1,403トンとなり、660トン減少し、その処理費用も1,565万円となり、約760万円の減額となる計算になります。

しかしながら、これは100％生ごみを乾燥させた場合のことであり、現段階では到底そのようなことは望めないと考えますが、1年に5％から10％程度の目標を設定し、このように取り組み100トンから200トンごみを減少したとすれば、その処理費用は約110万円から220万円減少することになるのです。このように考えて対応するならば、現在の生ごみ処理器購入補助金の上限を3万円ではなく、5万円から7万円程度に引き上げることで町民のごみを減少するという意識を促し、高め、処理器の購入を容易にすることは、未処理のままで捨てるよりも手間のかかる生ごみの乾燥や飼料化が促進され、経済的で環境に優しく、高齢者のごみ出しにおいても負担が軽減されるようにすべきではないでしょうか。

このように、一人一人が環境意識や経済意識を持ち実践することは、町長が誰もが住み続けたいと願う活力と魅力あるまちづくりを目指して定めた第6次長期振興計画の策定趣旨や、令和5年3月に見直した平内町一般廃棄物処理基本計画にも掲げているSDGsの趣旨にも沿うものであり、その目標に、一步、二歩と近づくものと確信しますので、生ごみ処理器購入補助金の額は、事業効果が発揮できるように見直しを検討すべきものと考えますが御見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終えます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 皆さんおはようございます。

ただいまの田中茂勝議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、当町の生ごみ処理容器設置事業補助金制度について述べます。当制度は一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るとともに、資源の再利用に対する意識高揚を図ることを目的に、平成5年6月より、コンポスト等の容器の購入額が3万円以下のものには半額補助で上限額3,000円、購入額が3万円を超えるものには3分の1の補助で、上限額2万円が始まった制度でございます。

最近高額な電気乾燥式の生ごみ処理容器が発売されたことや、補助要件の簡略を図るために、令和5年度より容器購入額半額補助、上限額を3万円に引き上げて、制度改正しております。この上限額は、県内の同制度を実施している7市町の中で、当町が最高額となっております。

さて、家庭用生ごみ処理容器補助金の申請件数、補助金額が低調である及び生ごみ処理容器購入補助額の引上げについてであります。同補助事業は、さきに述べたように、補助要件改正に伴い、交付件数及び交付金額が増加している現状であります。まだまだ申請件数は少ない状況であると認識しているところでございます。

また、これまで町民より補助額に対する苦情や要望等が寄せられていないことや、補助金上限額に達した申請は、補助要件改正後1件のみであったことから、補助金上限額は現状どおりと考えているところでございます。

なお、生ごみ処理容器の価格が大きく変動した場合は、見直しを検討してまいります。

今後も家庭ごみ減量対策の推進に当たり、これまで以上に広報等で周知を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、6番、田中茂勝君。

6 番（田中茂勝君） ただいま町長より、今後見直しを検討していくというふうな御回答をいただきました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

生ごみ処理器に対する補助金については、ただいま町長も述べたとおり、青森県では7市町村というふうなことで、その中でも平内町は非常に高い補助金の支給率、支給額というふうになって、どこよりも手厚い状況であるというふうになっております。しかし、県外を見ると、東北では、岩手県の宮古市や秋田県的美郷町、山形県の遊佐町では、補助率2分の1補助額の上限が5万円というふうになっております。また、岩手県軽米市では補助率2分の1上限7万円、条件としては、町の販売店から購入した場合というふうになっております。最も補助金額が大きかったところは、北海道月形町で、補助率3分の2で、上限額が7万4,000円でありました。これも登録販売店から購入するというふうなことが条件としてついております。この条件につきましては、地域の商店や地域経済を活性化するというふうなことで、一石二鳥で大変よいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、電気を使用しないコンポストや手動で攪拌する肥料をつくることのできる容器は、これは大工さんでもつくることができますので、これを発注して担当課で監修した上、販売するというふうなこともよいのではないかと考えます。この場合、電気を使用しないというふうなことで、環境に優しいものであるというふうなことを考えれば、8割ないし9割程度の補助金を出すと、私は無料でもいいのかなというふうなことも思いますが、その程度の補助金を出して普及していくべきではないかなというふうに考えます。

この質問をするに当たって、各県、各市町村の状況を検索してみて感じたことは、先ほど町長もおっしゃったように、いわゆる地球温暖化推進法や菅元総理が2050年カーボンニュートラルを宣言し、その前段の目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減すると、これを目指す、さらには50%の高みに向けて挑戦を続けてまいりますというふうな表明をしたことに起因しているのではないかなというふうに考えます。

どうか、そういうふうなこともありまして、当町の基幹産業であるホタテ養殖業を守るためにも、ごみの問題の取組を強化していただければというふうに思いますが、このことについて、町長から何かあれば一言お願いいたします。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） ただいま田中茂勝議員からいろんな御提言がございました。私といたしましても、町のごみを減量化させていくということは、我々の責務であると思っております。

また、これにつきましては、行政はもとよりいろんな組織がそれなりに努力して、減量化していくことも必要かと思っております。個人に負わせられたそういう責務があるかと思っておりますので、今後ごみの減量化について努力してまいりたいと思います。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、6番、田中茂勝君。

6番（田中茂勝君）ありがとうございました。

今町長がおっしゃるように、様々な地球環境を取り巻く問題がございますけれども、個人が取り組んでいけないという、この問題は解決しないというふうに考えております。どうかリーダーシップを発揮して、個人をそういう良い方向に導くような政策をこれからもよろしくお願いして、質問を完了いたします。

ありがとうございました。

議長（船橋健人君）以上で6番、田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

続いて、7番、太田満則君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、7番、太田満則君。

7番（太田満則君）7番太田満則でございます。通告に基づき質問いたします。

質問に入る前に少し所感を申し述べさせていただきたいと思います。

昨年から、年当初にかけて、ここ数年に比べ雪が多かったことから、県内の米どころである津軽地方を中心に、除雪費がかさむと同時に、青森県の代名詞でもあるリンゴの木に大きな被害が出たと報じられていました。

一方、陸奥湾内の養殖ホタテにも、これまでにないほどの大きな被害が出ていると、このようにマスコミにも報じられております。テレビに映し出されたリンゴの木は、枝が折れたものや、太い幹が途中から裂けたもの、そういうものが見受けられました。秋の収穫、出来秋に本当に大きな影響しそうでした。

また、はっきりした原因が特定されていないものの、陸奥湾内のホタテが海水温の上昇に伴い、大量の死滅、湾内の水揚げのほぼ半分を占めている我が町にとっても甚大な、大きな影響があります。さらに、令和の米不足とも揶揄される米が店頭になく状態が発生いたしました。実際、町内のスーパーで買物にめったに会わない人が店内にいて、声をかけたところ「米を買いに来たが、棚にはない」との返事でした。改めて人間生きるために、食が大事なことを思い知らされました。

一時期、食料は我が国が得意とする工業製品等を輸出して、それで得た金で輸入すればいいなどの話を聞くこともありました。その結果が、我が国の食料自給率約38%とされている現状でございます。半分以上を賄っていないということでございます。昔から衣食住を満足させるのが為政者の務めだと、こう言われてきました。これまで余り聞くことのなかった言葉、古米、古古米、古古古米と、舌を噛むような言葉を最近よく聞きます。ここ何年も米の不作という文言は聞きませんでした。新米が出回る秋とは言わず、国民の不安、不満が一日も早く解消されるようになってほしい、このように思います。

それでは、1点目の新庁舎建設に際しての禁煙対策について質問をいたします。最近、自身の健康や周りのことを考えてのことだと思いますが、外でたばこを吸っている人をあまり見かけなくなりました。禁煙の標語、ポスターの貼り紙を至るところで見ます。実際、公共施設ではほぼ禁煙となっているのが実態だと思われます。

我が町でも、病院はもちろん、役場庁舎、青少年ホーム、開発センター、よごしやま温泉、体育館、武道館等の施設では禁煙でございます。その他駅やバスの待合所などの公共施設でも同じでございます。その昔、大人の仲間入りの気分になれる最初のきっかけが喫煙、そして飲酒だったように思います。実際、私が勤め始めた頃、男性の机の上には湯飲み茶わんと灰皿が置いてある、そのような状態が当たり前でした。仕事をしながら喫煙しても、誰にも苦情も小言も言われることはありませんでし

た。健康増進法の一部を改正する法律が平成14年に制定され、このような状況は一変しました。様々な場所での禁煙や分煙の取組が広がってきました。その法律が平成30年に改正され、受動喫煙を防ぐための取組がマナーからルールへと変わりました。他人の前、家族の前で、それも子どもの前でたばこを吸うのをためらう、そういう人が増えたように思います。今は聞くことはありませんが、少し前には、役場庁舎裏近辺の道路で、また、建物の陰で喫煙している人がいる、そう話しする人もいました。

そこで伺います。これから新しい庁舎造るわけですが、新庁舎での喫煙、禁煙対策についてであります。

新庁舎建設予定地は、面積がとても広いです。これまでのとおり庁舎内はもちろん禁煙だと思いますが、敷地内の禁煙対策はどんな対策を考えているのかということでございます。是非知らせてほしい、このように思います。

2点目は、ホタテのへい死対策の一環として、ホタテのふんの積み重ねと思われるぬかるみ状態になったものの取り除き、除去についてであります。

前の議会でも私が言いました。今年の正月明けから浜の作業小屋は本当に閑散としたものでございました。地域の活気がなくなったと本当に実感しております。幸い今年のホタテのラーバの付着は数が多い、こう聞いておりますが、ただ、昨年等はこの後のホタテの稚貝の分散、あるいは分散終わった後のホタテの生育が順調でなかったと、大量死滅したと、このように聞きました。

ですので、私はその対策の1つとして、その泥田状態、ぬかるみ状態になっているところもあるのではないかとこの場所を是非今のうちからでも除去すべきだと、このように改めて言いたいと思います。それは、ホタテの生育が、先ほど話したみたいに、なぜこうなって死滅しているのかと特定の原因は分からないと、こういう話がどこに行っても話をされるわけです。ですので、その1つとして、この泥田の除去、これは必要なのではないかと、それがついてはこのホタテ養殖業が、この後もここで養殖事業を継いでいくという若者のためにも是非必要なのではないかと、こう思うのでございます。

ホタテの成育環境の悪化を防ぎ、いい状態で健康なホタテガイを将来の担い手に大事に引き継ぐと、その1つになるのではないかな、こう思っております。先ほど話しているみたいに本当にさしたる原因は分からないと、ただ、海水温の上昇に伴ってホタテガイが死滅しているという現実だということだけは確かだと思います。急がば回れという格言もあります。このように分からないものの、特定されないものの、不作、死滅の原因を1つずつ取り除いていくことが大事なのではないかと、こう思いますので、是非考えてほしいなと、こう思います。

以上、壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、太田満則議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目の新庁舎建設に際しての禁煙対策についてであります。町が新庁舎建設のプロポーザルを行う際に提出した要求水準書に、喫煙場所を確保するとの要求はしておりませんし、設計にも盛り込まないものとなっております。

したがって、新庁舎においても、現庁舎同様、禁煙にしたいと考えておるところでございます。

また、喫煙者の権利があるというものの副流煙による受動喫煙や禁煙者の増加等、時代の流れに鑑みれば、敷地内においても禁煙とすることで多くの町民が納得するものと考えているところでございます。

次に、2点目、ホタテガイへい死対策の一環として、汚泥除去を国、県に働きかけるべきについてでございますが、まずは、昨年の養殖ホタテガイの大量へい死について、令和7年5月28日発刊の東奥日報の記事によると、水産総合研究所で秋に稚貝が大量に死ぬのは今までになく、異例の事態との見解を示しました。大量へい死の原因として、水産総合研究所は、餌不足と見ており、餌となる植物プランクトンの量を調査した結果、24年秋には23年秋の半分以上に減少、小雪が関係したとの見方もありますが、はっきりとした原因は分かっていないということでもあります。

今後、県や水産総合研究所では、来年以降の生産量回復に向け、水温だけでなく、餌の量のデータなどを基に、養殖籠の水深調整のタイミングを生産者に指導していく方針とのことで、町としても協力できることがあれば積極的にサポートしてまいりたいと考えているところでございます。

さて、議員御指摘の陸奥湾内の汚泥除去についてであります。水産総合研究所に意見を伺ったところ、水産総合研究所では、陸奥湾の漁場環境保全の基礎データを収集することを目的に、1979年昭和54年から4年ごとに、陸奥湾漁場保全対策基礎調査を実施して、漁場環境の評価を行うため、水質・底質・底生生物など様々な項目を調査しているとのことでございまして、陸奥湾内での海底堆積物について、地まきホタテガイの成育に多少影響は考えられるものの、垂下式養殖のホタテガイの成育には今のところ影響を及ぼすことはないということでもございました。

また、平内町漁業協同組合では、海底の堆積物の除去を行うには、養殖施設を撤去しなければならず、現状では撤去は難しく、堆積物の除去を漁業者が担うことは大変危険な作業になるのではと懸念を示しておるところでございます。

町としては、まずは養殖ホタテガイの水揚げ量の回復が最優先と考えていることから、堆積物の除去について、今のところは実施しなくもよいと判断しておりますが、今後関係機関とよく情報を共有してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、7番、太田満則君。（「はい」の声あり）

7 番（太田満則君）今いろんなことを聞きました。最初の禁煙対策、これまでどおり庁舎内敷地は禁煙にするということで、そう受け取りました。ただ、今現状は、各施設を見ても、すごく文言が統一されていない。あるところは建物内、あるところは敷地内と、このように書いてございます。私は、町長が今しゃべるみたいに受動喫煙、そういうこともあるから、あるいは副流煙、そういうこともあるからというのは、皆さん多分覚えているかと思いますが、しかしそこにそういう具合にして書いていなければ、ああここはいいのかなと、安易な気持ちで喫煙する人もいるかと思いますが、ですので、私は先ほど話ししたみたいに、例えばこの敷地内は禁煙にすると、こういうことであれば敷地内は禁煙ですと、統一的にみんな書いておけばいいんじゃないかと思いますが、それについてはどう思いますか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）お答えをいたします。

今お話ありましたとおり、公共施設等全てが同じ文言でないということでございますので、それについては、今町のほうで精査をいたしまして、なるべく早いうちに看板を立てるようにしたいと考えております。

以上です。

議 長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）是非そうしてください。今話ししたみたいに、文言が統一でないと、建物内、

あるいは敷地内としゃべれば、敷地ってしゃべれば、建物建っているところの場所、土地そのものを含むわけで、面積的には大分違うんじゃないかということでございます。もちろん、これから新しい庁舎を造る、向こうのほうの場所にしても、ここの場所よりもずっと広いということでございますので、敷地内となれば相当な範囲ということになる。たばこ吸いながら道路を歩いている、そういう人も数の中にいますけども、そういうこともひっくるめての敷地内ということになると思いますので、やはりそれは新庁舎が向こうに建設される、そういうことを前提でやっぱり皆さんに町民に周知徹底していくことが大事でないかと、こう思います。

たばこのことについてもうちょっと言うわけですが、先日、ある人からこう言われました。「たばこを吸う人は勤務時間内に休憩、休息、そういう時間で吸っているんでしょと、それ以外にも吸っている人もいるんでないの、そういう時間外にも吸っている人もいるんでないの、本来であれば、勤務時間内にそういうことをしているのであれば、勤務時間内の所定給料から差し引くべきでないの」と、こうも言われて、私、返事に困りました。そう考えている人もいるということでございますので、やはり喫煙時間、喫煙場所、やっぱりそれ相応に、町民から誤解、批判を受けないようにやっぱりするべきが本当でないかなと、こう思いますので、是非そこら辺も頭に入れてほしいなと、こう思います。

また、たばこにかかる「たばこ税」というのがあって、町の大事な財源じゃないかと言う人もいました。確かに入ってきた税金は、支払い先が自由に使える一般財源ということで、町の大事な財源だとは思いますが。町では町民税や固定資産税、軽自動車税や特別保有税、こういうことが賦課できるということでの「たばこ税」でございます。「たばこ税」は製造たばこの製造者等から小売販売業者に売り渡す際に、市町村において当該売渡しを行う販売業者に課税する普通税でございます。こうやってここ四、五年見てみますと、歳入に占める割合も約9%、そのぐらいが「たばこ税」で占められております。しかし、「たばこ税」で入ってきた税金よりも、私は例えば国保税なんかで使われる医療費の中にもやはりたばこに起因する病気、例えば呼吸器系疾患、あるいは肺がんなども、もしそうだとすれば、そういう医療費も、そして町でよく話になる平均寿命が短い、あるいは国保税が高い、そういう原因の1つにもなっているのではないかということで、これまでも町担当課と病院等で禁煙教室なんかを開いたように記憶はしてはございますが、事あるごとにやっぱりそういうの気づけていく必要があるのではないかと、こう私は思います。

ですので、この禁煙についても個人の勝手でしょうと、こういうのが結論かも分かりませんが、総じて言えば、町の大事ないろんなお金をそういう医療費とか、健康寿命の短さとか、そういうのに換算すれば、もうちょっとみんな考える必要があるのではないかなと、こう思いますので、事あるごとに、地域に行って、あるいは話しする機会あったら話をしてほしいなあと、こう思いますので、是非それは実施してほしいなと、こう思います。どうでしょうか。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） 大水課長。

健康増進課長（大水 要君） ただいまの質問にお答えをいたします。

地域で行う健康教室等、機会がありましたらその場でもお話をしていって、禁煙、健康について周知してまいりたいと思います。

以上です。

議 長（船橋健人君） はい、太田満則君。

7 番（太田満則君） 是非またそういうことを繰り返してほしいなと思います。

それでは、2点目のほうのホタテの汚泥の除去についてであります。私のほうは、これまで、ここ

数年、稲作の冷害対策、また冷害という言葉は最近は聞きません。しかし、稲作については、冷害があった際には、冷害対策としていろんな救農対策事業、こういうものが実施されたことがありました。それは冷害対策として共済金の早期の支払いとか、つなぎ融資の実施、その他、品質が低下し、規格外米が相当発生した地域には損害評価の特例措置などがあったと記憶してございます。

ホタテ養殖は稲作とは違いますが、同じように今回、こういう具合にしてホタテが不漁、不作なわけでございますので、是非このホタテに関わる人、携わる人たちにも、こういう具合にして先に希望を持って、誇りを持って、生産、生活、活動できる産業にしたいと、こう思いますので、是非このホタテについてもこういう事業を国、県に働きかけてほしいというのが私の今回の質問の趣旨でございます。

先ほど話したみたいに、稲作はこれまで、不作になれば保険である程度のものがカバーされるという仕組みになってございました。同じように、地域でホタテに従事する人たちが若い人たちが希望を持って、家業であるこのホタテ養殖を継げるそういう環境を一つ一つ整えていってやるのが私らの務めでないかと、その1つが、先ほど話したみたいに、今回こうやってホタテガイの不漁が続いていますが、原因が分からないってしゃべってしまえば、もうそれで終わりなのかということではなくして、原因が分からないからこそ、一つ一ついろんなことを除去していくのが、私らの務めでないかと、その1つが、先ほど私話したみたいに、海底のホタテのふんによると思われるぬかるんだ状態の泥田を除去する、それも先ほど話したみたいに、国、県の仕事で実際そうして環境を整えてやるつつうことは、次の世代に受け継ぐ環境ですので、当然、県なり国なりがお金を出して、ここの地域の人たちはそれに従事することによって賃金がもらえる、そういう仕組みを是非働きかけてほしいなということでございます。いやいや制度としてないんでないの、こう言えば、そうでしょう。しかし、ないものをつくり出す、これも1つの仕事だと思いますので、私は、確かに、漁師の人たちだけに任せしておくつつうことでなくして、当然従事した以上は、それに伴う賃金をもらえると、そういう仕組みを県なり、あるいは国なりが考えてほしいと、そういうことを是非町長は機会あるごとに関係者に、関係機関に働きかけてほしいなと、こうと思いますが、どうでしょう。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 今、太田議員がお話しありました。その海底の泥とかを取るように、県や国に要請してはどうかという話ですが、先ほどもお答え申し上げたように、その泥を取るという作業は非常に危険が伴います。私は、漁業者にそのようなことをさせるつもりはない。そういうことが必要であれば、まさに国や県が積極的にやるべきだと、実際、海の中を見て、泥がどれだけ堆積しているか、これはまだ誰も分かりません、そこまでやるとすれば、相当な費用も日数もかかります。これについてはなかなか難しいことだと思っております。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 畑井課長。

水産商工観光課長（畑井幸治君） 今の御質問にお答えいたします。

今、町長も申し上げたとおり、やはり先ほど町長答弁にありましたとおり、堆積物を除去するというふうになりますと、まずは今、養殖施設を撤去しなければいけないというふうなところと、あとやはり漁業者がそれをやるということは、やはり危険が伴うのではないかとというふうなところで懸念を示しているというふうなところでございます。さらに今、議員がおっしゃるとおり、こういった除去をすることも大切ではないかというふうなところは御理解しますけれども、ただ、今何をしなければいけないかというふうなところを考えて、まずは水揚げ量の回復、これがやっぱり最優先だと思います

ので、やはり漁業者の方、町、漁協、それに向かって今いろいろ対策も練っていると思いますので、そういったところでやはり今は生産量の回復に向かって進むべきではないかというふうに考えてございます。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）今話しするみたいに、漁師の人たちの所得つつうことを考えれば回復がと、先ほど私話ししたみたいに、それこそどっちが先かと、私は将来的に考えても、環境浄化というのは避けて通れないと、こう思います。ですので、何も漁師の人たちにその仕事を率先してやってほしいつつうことでなくして、漁師の人たちが手伝いたいのであれば、当然それに見合う対価としてお金を払うべきでないか、でなければ、当然そういう業者が当然出はってくると思います。そうすれば、それに伴っての収入つつうのはそういう業者だけに行くことになります。環境を浄化するつつうのは、ここの地域、陸奥湾内の漁師の人たち、あるいはホタテ業、加工業、そういうのに携わっている人たちの全てに関わる私は事業だと思っています。これ環境浄化がなければ、この後も安心しておいしい陸奥湾のホタテだよと提供することができないと、こう思ってますので、私は、是非この環境浄化つつうのは、何も漁師の人たちだけに限らず環境浄化を進めるべきだと、それが漁師の人たちができないつつうのであれば、当然、業者が来て、底をきれいにするつつう船を持ってきたり、あるいは器具、機材を持ってきたりして、やるんでないかなと、私はどうせやるのであれば、地域の人たちにもお金が落ちるような仕組み、それも考えるべきでないかということを併せて話しているわけですので、何も環境浄化が云々で、それこそそれが危険でどうで、危険も分かってます。

しかし、そうすることによって、将来的にも安定したホタテの養殖ができるんじゃないかということなんで、漁師の人たちはそういう具合にしてそういう事業に自分たちも参加するつつうのを嫌がるというのであれば、それはそれで別段漁師の人たちに参加しなくても、業者が来て、そういう汚泥を除去する、そういう船を持ってきたりすればいいだけの話であって、それこそバキュームカーじゃないけども、底を吸い取る、やっぱりそういったことも私は大事なんじゃないかなと、こう思いますので、是非考えてほしいなと、こう思います。

先ほど話ししたみたいに、県にも、国にもこういう事業はないよというのであれば、いや、ここが率先してそういう事業を提案する、実施するように要請する、やっぱりそういうことが大事でないかなと、こう思いますので、町長、これどうですか、そういうのは。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）今太田議員の話ですけれども、あなたの話は矛盾しています。最初は漁業者にそういう仕事に与えるためにこれをやると、今、今度、業者にやらせればいいんだよと、そういう話、何を言っているのかよく分からない。非常に矛盾していると思います。

ですから私が先ほどもお答えしたように、漁業者にはこの仕事をやらせるというあれはないと思います。あくまでも国や県がやるのであれば、それはそういう仕事に精通した方々がやるべきことであって、漁業者にお願いするということにはならないと思います。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）私が話をしているのは何かちょっと違うんじゃないかと思う。漁業者がそういう仕事をやって収入を得ると、得たいというのであれば、それは率先してやらせるべきでないかと言ったんです。これまで、先ほど話ししました農家の稲作について話をしました。農業が冷害になった

際には、いろいろな救農事業としていろんな事業をつくってきました。ですので今回こういう具合にして漁師の人たち、ホタテの生育がうまくない、ホタテの販売ができない、収入が激減したと言うのであれば、そういう仕事もつくってやるのが1つの方法でないかと、もちろん私、参加しません、こう言えば、参加しなくてもいいわけですよ。

あるいは、先ほど話したみたいに漁業に携わっている人が、いやいやそういう仕事は危なくて駄目だから、私らは手をつけません、こう言うのであれば、それを専門に行う多分業者もいるかと思います。私はやっぱりそういったことも地域のそれこそ県なり、あるいは、地域の議員なりに話しかけて、そういうのも率先してやるべきでないかということをお私言っているんであって、何も漁師の人たちが率先してそういうやってくれと、こういうことではないです。漁師の人たちが、もしそういう仕事があって、収入がなくてそういう仕事に携わりたいと、こう言うのであれば、やっぱり使うべきでないかということであって、漁師の人たちにやってほしいということではないと、こういうことを改めて言います。

ですので、是非この環境浄化については、私は必要なことだと思うんで、機会あるごとに担当課でも、あるいは町長でも、そういう部署に行った際には、是非是非話をしてほしいなと、こう思いますのでよろしくお願いいたします。別段あと答えはいいです。

以上でございます。

議 長（船橋健人君） 以上で7番、太田満則君の一般質問を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。再会は11時10分開会いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

議 長（船橋健人君） それでは、休憩を取り消し、会議を再開いたします。

続いて、5番、亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、5番、亀田弘徳君。（「はい、5番」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） 皆様おはようございます。亀田弘徳です。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私の今回の質問は2つのテーマにわたっております。1つは、災害備蓄体制の整備についてであります。もう一つは、口の健康づくりの推進についてであります。

それでは、1つ目のテーマの災害備蓄体制の整備について質問させていただきます。国は、本年1月9日、都道府県と市区町村の災害備蓄状況を公表いたしました。今後は、地方創生交付金で備蓄の充実を支援し、自治体に十分な量の確保を促すと言います。

また、今後は、備蓄状況の年1回の公表を自治体に義務づける方針で、災害備蓄体制について不足を把握し、早急に過不足のない整備を進める必要があるということでもあります。

そこで質問いたします。

1つ、我が町の災害備蓄の状況について、現在の状態と不足している物資、今後の充当計画についてお伺いいたします。

2つ目は、災害備蓄は必要量の確保にとどまらず災害時に必要な場所への確に届けることができないかもしれません。また、外部からの災害援助物資の受入れが滞ることがないように体制である必要があります。現在、町は稲生地区への防災備蓄倉庫の建設を進め、また、役場庁舎建設予定地への備蓄倉庫の建設も予定していると言います。町の災害備蓄の備蓄先、備蓄の物流、外部からの物資の受入れ体制について、町の考えと今後の計画をお伺いいたします。

3つ目です。旧小湊中学校の今後についてであります。災害時の物資の受入れ先や地域住民の避難先としてなどの活用などを考えた場合、旧小湊中学校のアスベスト建材について適正な処置を行う必要があります。令和7年度の国の公共施設等適正管理事業債で、公共施設の集約化、複合化に伴う施設の除却事業についてを対象に追加しております。

アスベストの処理というのは年々コストがかかるようになっております。現在では解体、改修工事に当たって石綿建材等の有無について事前調査を行い、その結果を労働基準監督署や県に報告することになっております。令和5年10月の石綿障害予防規則と大気汚染防止法の一部改正で、建築物の解体改修時の当該調査に当たっては、石綿含有建材調査者講習を修了した者に、石綿含有の有無を調査させることが義務づけられました。アスベストはそれだけ危険な物質で重篤な健康被害をもたらすものであります。

令和6年の能登半島地震では、地震後の被災した家屋などの残材の撤去などで、ボランティアの方々が派遣されて活動しておりましたが、その派遣先の被災家屋の一部からアスベストがむき出しの状態で見つかったことが報道されております。囲い込み、封じ込めてあっても、アスベストがそこにある状態であることには間違いがなく、地震などで囲い込みが万一破れた場合、飛散したアスベストは目に見えない微細な状態で長期間にわたり空中を漂い続け、飛散した範囲がどこまでかは判別しがたいため、その施設は健康被害を考えると使用不可能となることになります。施設の集約化、複合化に合わせて、当該施設の除却、もしくはアスベストの処理を進めるべきと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

2つ目のテーマに移ります。口の健康づくりの推進についてであります。厚生労働省の令和4年歯科疾患実態調査によりますと、65歳以上で入れ歯を使用している人の割合は半数以上になると言います。口の機能低下の危険性が高まる状態は、今はオーラルフレイルと呼ばれ、進行すると全身の虚弱へつながる可能性があると言います。日本歯科総合研究機構の調べでは、歯の本数が少なく、欠損数が多いほどアルツハイマー型認知症のリスクが高いことが明らかとなったと言います。口の健康づくりは生活の質や健康寿命などに影響します。国は、経済財政運営と改革の基本方針2024の中で、歯科関連として、生涯を通じた歯科検診に向けた具体的な取組の推進、オーラルフレイル対策などへの取組を明確にしております。

我が平内町も、歯・口腔の健康づくりのために、乳幼児を対象とした歯科検診、フッ素塗布、学校の歯科検診、一定の年齢を対象とした歯周疾患検診、後期高齢者歯科口腔健診などを行っておりますが、改めて町の歯・口腔の健康づくりの取組についてお伺いいたします。

1つ目の質問です。町が現在行っている歯・口腔の健康づくりに関する取組と現状をお伺いいたします。

2つ目です。令和6年度から12年間、口腔保健施策の推進に関する基本的事項第二次が始まっております。この歯・口腔の健康づくりプランの目標にある生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得、維持向上の中で、よく噛んで食べることができる者の増加が挙げられております。

自分の歯をなるべく減らさないような取組のほかに、既に歯を失った人は入れ歯等を用いることとなりますが、この入れ歯が合わないとか噛む力は維持できないばかりか、損なわれることとなります。この入れ歯に関して補助、助成ができないものかお伺いいたします。

壇上からの質問は以上です。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、亀田弘徳議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目の災害備蓄体制の整備についての1つ目、町の災害備蓄の状況でございますが、現在、水や段ボールベッド、簡易トイレ等36種類の防災備蓄品を備蓄しておりますが、青森県災害備蓄指針の基準と照らし合わせた場合、ほとんどの備蓄品においては充足しているものの、食料品や毛布に若干の不足、哺乳瓶については備蓄していない状況となっておりますでございます。

なお、この不足の想定は、太平洋側海溝地震が発生した場合の避難者数である2,500人を想定した場合のものとなっております。

そこで、これらの不足に対しての今後の計画でございますが、今年度から、県が主導しての災害備蓄物資の共同調達が始まり、従来より安価に購入できる見込みであることから、この機会を捉えて、不足している災害備蓄の種類及び数量の充実を図っていくこととしているところでございます。

次に、2つ目の災害備蓄の備蓄先や物流、物資の受入れ体制についてであります。現在の災害備蓄の拠点は旧東栄小学校、物資の受入れは武道館を利用し、各地へ物資を供給することとしておりますが、災害時には道路の寸断などにより物流の停滞が考えられるところでございます。

そのために、畑井議員の御質問にもお答えしたとおり、今後は稲生防災備蓄倉庫や新庁舎に隣接して建設予定の防災備蓄倉庫を使用することにより、備蓄や受入れ拠点を分散することで、より効率的かつ円滑に災害対応ができるものと考えているところでございます。

次に、3つ目の旧小湊中学校の今後についてでございますが、平成29年度に当該施設の調査により、煙突部分にアスベストが使用されていることが確認され、同年度において囲い込み工事を実施しておりますので、避難所として活用することに影響はないため、また、現在のところ旧小湊中学校について避難所以外の用途で使用する見込みがないことに鑑み、アスベストの処理については検討しておりません。

また、当該施設の除却については、現平内中学校統合時に使用した公共施設等適正管理推進事業債の集約化・複合化等に伴うものの要件として5年以内に統合前の施設の廃止を求められますが、当町においては、除却ではなく、その用途を避難所及び付随する備蓄倉庫に転用することで当該起債の要件を満たしたことから、今後も避難所としての活用を継続していくことになります。

次に、2点目、口の健康づくりの推進についてであります。

議員がおっしゃるとおり、全ての健康は歯からと言われるほど大切な体の一部であり、二度と生えてこない自分の歯を失うことは、生活の質や精神面にも大きな影響を及ぼすとされているところでございます。

そこで1つ目の町が現在行っている歯・口腔の健康づくりに関する取組と現状を伺うについてであります。1歳6か月児及び3歳児健診において、歯科検診のほかフッ素塗布を実施し、乳幼児健診及び5歳児健康相談では、う歯予防の保健指導を実施しているところです。

小・中学校においては、毎年歯科検診実施のほか歯の磨き方の指導も行っております。

そのほか、40歳、50歳、60歳、70歳の対象者には、歯周疾患検診を、後期高齢者医療加入者の方には歯科口腔健診を行っております。

また、65歳以上の方を対象とした介護予防教室等において、口腔ケアや、唾液腺マッサージ、嚥下等に関する指導も実施しております。

次に、2つ目、入れ歯に関して補助・助成ができないものかについてであります。まず口腔保健施策の推進において、よく噛んで食べることができる者の増加を目指し、生活の質の向上を図ることは、私たちの健康維持のために極めて重要な取組であると認識しております。特に歯を失わないようにする予防策、そして失った場合には適切な治療を受けることが口腔機能の維持において重要な要素

となります。

現在、町として口腔保健施策を進めるに当たり、先ほど申し上げたとおり予防に重点を置いており、町の健康施策では、歯を失わないこと、また歯の健康を維持することが最も重要な課題であり、そのための啓発活動や定期的な歯科検診の推進など、早期の予防を中心に据えているところでございます。

これにより将来的な入れ歯の必要性を減少させることが、長期的な健康増進につながると考えており、現在のところ、入れ歯に関する補助・助成を行う予定はございません。

今後も予防医療を中心に健康で自立した生活をするための施策を一層充実させ、町民の健康に資する取組を進めてまいります。

以上でございます。

議 長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） それでは、災害備蓄体制の整備の最初のほうの物資の共同調達これから始まるので、適正な、よりコスト面で下がった状態で調達できる予定であるということでありました。食料とかは賞味期限、水も賞味期限があって、賞味期限が近くなったものについては防災の放送などで配りますのでどうでしょうというのが、よく町のほうで年1回ぐらいで放送がかかっておりました。この食料の共同調達っていうのは、これはずっとその共同調達そのものは続くような感じになるんでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君） お答えをいたします。

この共同調達は、県が今年度から実施する事業でございまして、何年度まで継続するということはまだ詳しくはないので、恐らく災害については大事なことなので、ずっとこれから続いていくと思っております。

以上です。

議 長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） 次、2つ目の質問なんですけれども、既に前日一般質問された畑井議員の質問にお答えされたのと同じように、備蓄体制、災害の対応の体制については、現在、建設中の稲生の備蓄倉庫と、新庁舎の予定地に建てられる予定の備蓄倉庫と、東栄小学校の3点を拠点として、それぞれもし道路寸断があっても災害に対して強靱化した状態で対応できるということではありましたけれども、3拠点にして、災害への対応力を増すということであったんですけれども、実際の物資、物質を受け入れたときの物質を物流みたいなその配り方みたいなのは何か計画は立てておられるのか。

（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君） お答えをいたします。

物流の計画は今のところは立てておりません。今年度の9月に稲生の倉庫が完成します。そして、役場に隣接する形の備蓄倉庫は、計画とすれば令和8年度いっぱい建つということになりますので、その辺が近くなってきて、稲生のほうにも先にできますので、稲生のほうにまず物を置いて、東栄のほうにも当然今はあるわけですが、そのあंबいでこれから計画していきたいと、このように考えています。

以上です。

議 長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） 拠点ができた、物資が整った後、実際に被災したときに、国とかからの物資の

受入れ、今ある物資を配るときってというのは、やっぱりその人手とかがかかると言うんですけれども、例えば運送業者とかとの災害協定、防災協定みたいなのは、現在、締結しているのかどうか、今後締結する予定があるかどうかです。

議 長（船橋健人君） はい、総務課長。（「はい」の声あり）

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君） お答えをいたします。

物資等のレンタル、あるいは仮設のトイレというのは、災害協定を結んでおります。

ただ、今、私の認識の中に運送のほうの災害協定ができているかというのをちょっと今のところ分かりませんので、認識してないってということでございます。すません。

以上です。

議 長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） なるだけその何ていうか備蓄した物質を配るという運送関係の災害協定のようなものを運送事業者の方と締結して、ちょっと災害に備えるように努めていただければと思います。

次の3つ目の旧小湊中学校のほうに移るんですけれども、今回、公共施設等適正管理推進事業債か何かを使っておられて、用途転用ということで申請していたので、この事業はそのまま使えないんですかね、それとも別のこの事業が終わるまでは、何か新しく事業が起こせないというような感じなんですか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、総務課長。（「はい」の声あり）

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君） お答えをいたします。

まず、公共施設適正管理推進事業債の要件といたしまして、これまでも除却のみについても対象となっておりましたけれども、この除却のみについての交付税措置は全くなかった起債でございまして、これが今年度から2年間、7年度、8年度の限定で、除却し借り入れた場合には、除却だけを行う場合でも交付税措置が受けられる市町村側に有利な改正となったものでございます。

ただし小湊中学校は避難場所として指定しておりますので、当面除却の予定というのはございませんし、そもそも除却というのは建物全体の解体を意味するということでございますので、ある一部分だけを除却とか、修理するというのはこの起債は使われないということでございます。

以上でございます。

議 長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） そういうことであれば、なかなか難しいとは思いますが、アスベストに関しては今後ともその規制がどんどん厳しくなっていくものと推察されるものでありますので、もしアスベスト単独での何か撤去とか、そういう除却とか、対策工事に関して有利な起債ができるというようなことがあれば、小湊中学校ばかりではなくて、ボイラー関係が使われている施設に関しては、恐らく煙道、あるいは煙突にはアスベストがほぼ使われている状態、平内町にある施設に関しては使われている状態であろうと推察できますので、そうした有利な事業債などが出ましたら、速やかにアスベスト関係というのはちょっと対策していただきたいと思いますが、そのあたりについてはどうでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、総務課長。（「はい」の声あり）

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君） お答えをいたします。

年々このアスベストの処理に関するコストや基準が厳しくなっている状況というのは認識をしておりますので、別の有利な起債がないものか、あるいは一般財源を投入しても早めに処理したほうがいいのかということを経後考えていきたいと思っております。

以上です。

議 長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君）ありがとうございます。

次に、歯や口腔の健康づくりについてでありますけれども、歯の検診について、令和6年からだったと思うんですけれども、20歳と30歳についても歯周疾患検診を行うという方向になったと認識しておりますけれども、平内町のほうで、こちらの20歳、30歳のほうの歯周疾患検診っていうのはどういう状況になっていきますでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、大水課長。（「はい」の声あり）

健康増進課長（大水 要君）ただいまの御質問にお答えします。

当町では20歳、30歳の検診、国において、若いときからの検診を推奨しておりますけれども、うちのほうではまだ実施しておりません。今後拡充していきたいと考えております。

以上です。

議 長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君）なるだけその20歳、30歳でも歯周疾患検診というのをやってもらえるようにお願いいたします。

この歯周疾患検診現在行われているのは、その対象者の数と実際に検診やってもらえませんかというその対象者に通知やった後、実際にやってくださっているその対象者の方との割合みたいなのは何かデータお持ちでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、大水課長。（「はい」の声あり）

健康増進課長（大水 要君）ただいまの御質問にお答えいたします。

対象者、40歳、50歳、60歳、70歳の方ということで、平成29年度より事業を開始しておりますが、平均の対象者が約650人、受診者のほうは平均40人程度となっております。

また、後期高齢者の方については、平成2年度に29人に受診されましたけれども、近年は1桁台の人数で推移しております。

以上です。

議 長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君）対象者に対して実際に受診された方の割合がちょっと低いなと思いますけれども、これに関して、受診の勧奨について、こういったことを予定されておりますか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、大水課長。

健康増進課長（大水 要君）ただいまの御質問にお答えいたします。

通知も送付いたしましてやっておりますけれども、あと広報等を活用して広く周知するほか、今後、健康ポイント事業のメニューにも加えることなども含めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君）そうすれば健康ポイント事業に加えるなど、受診勧奨で受診する割合を是非高めるように努めていただければ幸いです。

この歯と口腔のやつの2つ目で、現在は予防に重点を置いていて、入れ歯等への補助とかは考えておられないということではありますけれども、実際にはアルツハイマーですとか、オーラルフレイルで、もう高齢者の健康は結構がたがたと悪くなるというような事態になるのを防ぐには、抜けてしま

った、欠失してしまった歯の代替物として入れ歯ですとか皆さんされていると思うんですけども、これをもうちょっと適正に補助とか助成して、ちゃんと物がかめるような状態を維持していただくことが、やはり重要じゃないかなと思いますので、何とか入れ歯のほう、今現在は予防に重点を置いているということではありますけれども、補助や助成のほうを今後考えていただけないかなと再度質問をさせていただきます。どうでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、大水課長。（「はい」の声あり）

健康増進課長（大水 要君）ただいまの御質問にお答えします。

入れ歯の助成に関しましては、財政面やほかの医療助成制度との整合性を考慮して、今現段階では導入は検討しておりません。入れ歯の必要性は個々の状況にもよって異なります。公平で効果的な支援を町全体として検討する必要があることから、現時点では実施しない方向であります。

今後、こういう助成も必要であるということになれば、検討していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（船橋健人君）以上で5番、亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

以上で一般質問を終わります。

◇

日程第2、質 疑

議長（船橋健人君）日程第2、「報告第7号」から「報告第12号」まで及び「議案第41号」から「議案第48号」までの以上14件を議題とし、質疑を許します。（「はい」の声あり）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）4月14日に専決処分となった報告第12号の7年度の平内町一般会計補正予算であります。これは翌日の常任委員会場で審議すればいいんですけども、私は所管の委員じゃないので、今あえて伺います。

この町長の提案説明では、昨年度、令和6年度実施のアスベスト分析調査により、庁舎暖房用ボイラーの煙突から排出される粉じんについて、アスベスト含有の追加調査が必要となったという説明であります。この文章、この提案を見る限り、このアスベストが含まれている確率が強いなというふう

に受け取ったわけなんです、この追加調査の結果というのはいつ分かりますか。

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）お答えをいたします。

もう既に専決の予算でございますので、調査をいたしました。その結果も出ております。

全く問題ないということでございました。

以上です。（「よろしいです」の声あり）

議長（船橋健人君）そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑を終結することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認め質疑を終結します。

◇

日程第3 議案付託

議長（船橋健人君）日程第3、「議案の付託」を行います。

お諮りします。「報告第7号」、「報告第8号」、「報告第12号」及び「議案第41号」から「議案第43号」までの各案件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、以上の各案件は議案付託表のとおり、各委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

明日12日は各常任委員会開会のため休会にしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、明日12日は休会とすることに決定しました。

来る6月13日は午後1時30分より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

（午前11時41分 散 会）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、総務福祉・経済文教常任委員会報告
- 日程第 2、報告第 9 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕
- 日程第 3、報告第 10 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕
- 日程第 4、報告第 11 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕
- 日程第 5、議案第 44 号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6、議案第 45 号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7、議案第 46 号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8、議案第 47 号 財産の取得について〔ロータリ除雪車〕
- 日程第 9、議案第 48 号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 10、議員派遣の件
(町長挨拶)
- 閉会

出席議員 11 名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	1 番 船 橋 侑 雅君
2 番 荒 内 護君	3 番 内 海 伸君	4 番 田 中 大君
5 番 亀 田 弘 徳君	6 番 田 中 茂 勝君	7 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君	10 番 田 中 光 弘君	

欠席議員 1 名

9 番 畑 井 勝 廣君

地方自治法第 121 条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 田 中 正 美君	総務課指導監 金 津 良 紀君
企画政策課長 塩 越 信 子君	税 務 課 長 柴 田 正 一君
町 民 課 長 千代谷 文 徳君	福祉介護課長 竹 達 暁 教君
福祉介護課指導監 須 藤 昌 毅君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 垂 井 智 也君

水産商工観光課長	畑 井 幸 治君	地域整備課長	三津谷 博君
地域整備課上下水道管理室長	近 藤 吏君	会 計 管 理 者	工 藤 英 仁君
平内中央病院事務局長	小 形 正 樹君		
教 育 長	渡 辺 伸 一君	学校教育課長	須 藤 鉄 博君
生涯学習課長	小 林 正 人君		

事務局出席者職氏名

議会事務局長	船 橋 寿	事務局副指導監	石 岡 むつき
--------	-------	---------	---------

振鈴（午後１時３０分 開 会）

議 長（船橋健人君） 皆さん会議に入る前にお願いがあります。いつものとおり携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は音の出ないように御配慮お願いいたします。

日程に入る前にお知らせがあります。

まず、川村消防監・消防署長が本日の町内の火災発生対応のため本会議を欠席するという連絡がありましたので、報告いたします。

また、去る６月９日に配布している諸報告綴のなかの、議員派遣について、内容に変更が生じたので、正誤表を皆さんに配布しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が１１人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第４号により進めます。



日程第１、総務福祉・経済文教常任委員会報告

議 長（船橋健人君） 日程第１、総務福祉・経済文教の各常任委員会から議案の審査報告書が提出されました。会議規則第３７条の規定により「報告第７号」、「報告第８号」、「報告第１２号」及び「議案第４１号」から「議案第４３号」までの以上６件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、６番、田中茂勝君。（「６番」の声あり）

総務福祉常任委員会委員長（田中茂勝君） それでは総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第７号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和６年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「報告第１２号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和７年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第４１号 令和７年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第４２号 令和７年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」以上、４件について、６月１２日審査会を開き慎重審査の結果、報告についてはいずれも「承認すべきもの」、議案についてはいずれも「可決すべきもの」と決定いたしましたので報告いたします。

議 長（船橋健人君） ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）5番、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

経済文教常任委員会委員長（亀田弘徳君） それでは経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算〕」、「報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第41号 令和7年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第43号 令和7年度平内町水道事業会計補正予算案」以上、5件について、6月12日審査会を開き慎重審査の結果、報告についてはいずれも「承認すべきもの」、議案についてはいずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君） ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 討論なしと認めます。

これより、「報告第7号」、「報告第8号」、「報告第12号」及び「議案第41号」から「議案第43号」までの以上6件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、報告はいずれも「承認すべきもの」、議案はいずれも「可決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって「報告第7号」、「報告第8号」、「報告第12号」及び「議案第41号」から「議案第43号」までの各案件は、報告は「承認」、議案は「可決」と決定しました。



日程第2、報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕

議長（船橋健人君） 日程第2、「報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、税務課長。

税務課長（柴田正一君） （「報告第9号」について説明した）

議長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町町税条例の一部を改正する条例〕」は「承認」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「報告第9号」は「承認」されました。



日程第3、報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕

議 長（船橋健人君）日程第3、「報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、税務課長。

税務課長（柴田正一君）（「報告第10号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕」は「承認」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「報告第10号」は「承認」されました。



日程第4、報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕

議 長（船橋健人君）日程第4、「報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、税務課長。

税務課長（柴田正一君）（「報告第11号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔平内町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例〕」は「承認」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「報告第 1 1 号」は「承認」されました。



日程第 5、議案第 4 4 号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第 5、「議案第 4 4 号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）（「議案第 4 4 号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第 4 4 号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第 4 4 号」は「可決」されました。



日程第 6、議案第 4 5 号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第 6、「議案第 4 5 号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、税務課長。

税務課長（柴田正一君）（「議案第 4 5 号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第 4 5 号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第 4 5 号」は「可決」されました。



日程第 7、議案第 4 6 号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第 7、「議案第 4 6 号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、税務課長。

税務課長（柴田正一君）（「議案第46号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第46号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第46号」は「可決」されました。



日程第8、議案第47号 財産の取得について〔ロータリ除雪車〕

議長（船橋健人君）日程第8、「議案第47号 財産の取得について〔ロータリ除雪車〕」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、地域整備課長。

地域整備課長（三津谷 博君）（「議案第47号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。（「はい」の声あり）はい、5番、田中茂勝君。

6番（田中茂勝君）この契約書及びこの開札一覧表を見れば、この物品名というのは書いであるんですけども、この製造メーカーとか或いは機械の型式とか、こういうふうなものはないっていうんですか、こういうものは載せなくてもいいのかどうかというのが一つと、今回買うのは何処のどういう物なのかってことを示せるのかどうかお尋ねします。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（三津谷 博君）ただいまの御質問にお答えします。

物品名に関しては、今、指名願を挙がっている業者で、発注できる業者が、尾崎自動車商会さんのみとなっております。ロータリ除雪車に関しては、パンフレット等は地域整備課に備え付けておりますが、現在手元にありませんので詳細な事についてはちょっと判りません。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑を終結することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認め質疑を終結します。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第47号 財産の取得について〔ロータリ除雪車〕」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第４７号」は「可決」されました。



日程第９、議案第４８号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

議 長（船橋健人君）日程第９、「議案第４８号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）（「議案第４８号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第４８号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は「同意」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第４８号」は「同意」されました。



日程第１０、議員派遣の件

議 長（船橋健人君）日程第１０、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第１２９条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元にお配りしてあります、議員派遣の件のとおり議員を派遣させたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。



議 長（船橋健人君）総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことと決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することに御異議ありま

せんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に調査することに決定しました。



議 長（船橋健人君） 以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり町長より御挨拶があります。（「議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る6月9日開会いたしました本定例会では、「専決処分した事項の報告及び承認を求める件」、「本年度の一般会計補正予算案」、「条例の改正案」、「人事案件」など合わせて14件御提案申し上げましたが、本日全案件ともそれぞれ御承認、御議決、御同意をいただき、誠にありがとうございました。

なお、一般質問あるいは各常任委員会等、本会議中にいただきました皆様方の御意見等を参考に、今後とも予算の執行並びに事務事業について、遺漏のないように万全を期して参りたいと考えておりますので、議員皆様方には、これまで以上の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

議 長（船橋健人君） これをもちまして、令和7年第2回平内町議会定例会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

（午後2時01分 閉 会）

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

